

資料3．要請書

開発調査要請書（仮訳）

プロジェクト：グアテマラ国中部高原地域貧困撲滅持続的農業農村総合開発計画調査

Proyccoto：Estudio del Plan Maestro sobre el Desarrollo Integral Sostenible, Agrícola y Rural para el Combate de Pobreza en la Región del Altiplano Central de Guatemala

実施期間：農牧食糧省企画局

Unidad Ejectora：Gerencia de Gestión para el Desarrollo (GGDE), Ministerio de Agricultura, Ganadería y Alimentación

1．計画の背景

グアテマラ国の中部高原地域は、カクチケル、キチェ、マム系の先住民族の割合が高く、独自の生活文化を維持してきた。また、同地域は、国内における典型的な小規模・零細農家が多く分布する地域でもある。しかし、中部地域一帯では、1960年からの30年以上に及ぶ内戦の結果、農村地域は戦場と化し、多くの難民を生んだ。内戦による影響で農村社会は荒廃するとともに、天然資源の乱伐による自然環境の荒廃と、農業生産基盤の破壊によって農業生産低下が著しい状況にある。

現在、グアテマラ国政府は、1996年12月29日の最終和平協定の締結に基づき「和平協定履行のための実施計画（1997～2000年）」を実施している。本計画の推進にあたっては、政治・行政の諸改革と共に国家の基幹産業である農業分野の開発支援が不可欠となっている。農業セクターの開発支援においては、次の4点が緊急かつ重要な課題である。

- 天然資源の効果的・効率的な利用を促進し、持続的な農業・農村開発を進めるための農業政策の策定
- 難民の帰還受け入れによる農村人口の増加に対応した、基礎食糧の安定的な生産・供給体制の確立
- 小規模農民が農村生産及び経済活動に参加できる換金性の高い、非伝統的農産物の生産性向上のための支援体制の確立
- 農村部の貧困の阻止に資する生活環境の改善による農村社会再建支援

グアテマラ国政府は、和平協定を促進するために、中部高原地域に多く分布する帰還難民を含む小規模農民を対象とした、農業・農村開発の推進を国家開発計画の重要課題に据えている。このため、グアテマラ国政府は、天然資源の保全と有効利用に関する指針及び農業・農村開発計画の策定を日本国政府の技術的、経済的協力を得て、実施することを要望する。

2．計画地域の現況と開発の可能性

(1) 農業・農村の現況と開発上の問題点及び課題

- a．自然条件が多様であることと地形条件が複雑な山岳及び山間地に位置する。
- b．天然資源の保全管理体制が不備である。
- c．森林消失が近年急速である。
- d．土壌浸食が著しく、農業生産性の低下を助長している。
- e．乾期には水不足となる。
- f．一戸当たりの経営面積が狭小であるほか、灌漑施設を主体とする生産基礎インフラも未整備であり、農業生産の拡大が困難である。
- g．農業生産支援体制が未整備であり、また行政改革の推進とともに同体制は縮小傾向にある。
- h．農業分野を支援する組織・制度が脆弱である。
- i．生活基礎インフラ（飲料水、道路）が未整備で、生活環境が劣悪である。
- j．質の高い人的資源が不足している。

(2) 開発の可能性

- a．農牧食糧省の組織改革にともない、地域開発組織が構築されたことにより、プロジェクト実施体制が整備されている。
- b．地形により気候が多様であることと、土壌が肥沃であることにより、多様な作物生産の可能性はある。
- c．水源が多く、水資源開発の可能性が高い。
- d．計画地域の営農形態が類似しており、営農及び農業生産計画の方向づけが容易である。
- e．国内最大の消費市場である首都グアテマラ市と隣接して位置し、パンアメリカンハイウェイと幹線道路が整備されている。
- f．本格的な農業生産基盤整備が未着手であり、その整備効果は著しく高い。
- g．伝統的な農村生活文化が維持されており、地域におけるコミュニティ間の連帯意識が強い。
- h．農村社会の民生が安定に向かっている。

3. 開発計画の基本構想

(1) 基本概念

- a. 「環境保全と天然資源の持続的有効活用」、「貧困撲滅」、「小規模零細農家の支援」等の国家開発政策との整合性を有する。
- b. 各県及び地方レベルにおける開発審議会の開発計画の意向を反映し、重視する。
- c. 計画地域における受益農民の開発への参加を促進する。
- d. 生態学的、社会的に有効で、再生可能な天然資源の保全・回復・適正利用を保証する総合開発計画を策定するために必要な、天然資源及び社会経済・人的資源の現況に関する情報を提供する。

(2) 開発計画の目標

- a. 天然資源保全のための基本計画及びガイドラインの策定を通じた、中部高原地域における持続的な農業・農村開発モデルケースの作成
- b. 中部高原地域における農村生産の増大による基礎食糧作物の安定的な確保と、余剰生産物の市場への出荷による農家の収入の拡大
- c. 農村部での生活環境の改善、雇用創出、保健・衛生、教育面での改善による社会開発的な側面を持った農村開発の実施
- d. これら農業・農村開発の実施により、農村の栄養状態の改善と所得の向上による貧困の緩和、地域社会の民生の安定促進、都市部との経済的な格差是正の促進、被災難民の定住化の促進、和平の強化

(3) 計画の概要

- a. 天然資源利用・保全計画
 - イ. 土地利用計画策定
 - ロ. 流域保全・天然資源保全計画策定
 - ハ. 流域管理計画策定
 - ニ. 土壌保全計画及び植林計画策定
 - ホ. 流域管理・保全計画のモニタリング
 - ヘ. 天然資源利用・保全ガイドライン策定

- b. 農村社会経済改善計画
 - イ. 中部高原における農業・農村開発フレームの策定
 - ロ. 需要動向を踏まえた中部高原地域における農業生産目標設定（短、中、長期）

- 八．農村基盤整備のための社会経済開発の目標設定
- 二．制度・組織体系の改善に基づいた事業実施計画の策定
- ホ．段階的開発を基本とした改善実施計画の策定

c．農牧業生産計画

- イ．農家支援／営農指導体制の整備・強化
 - 作付体系、農地（土壌）の効率的な利用及び保全
 - 導入作物の選定
 - 融資へのアクセス／農業金融の改善
 - 牛科動物畜産振興改善
 - 内水面漁業の導入
- ロ．農業普及／人材育成体制の整備・強化
 - 営農・栽培技術普及
 - 人生育成、訓練システム改善
 - 農業協同組合の育成／関連制度の整備

d．農業生産基盤の改善計画

- イ．灌漑施設の維持管理組織体制の整備
 - 水管理及び施設利用制度の整備
 - 既存灌漑・排水施設の新設、復旧改善整備
- ロ．農産物流通／加工体制の改善整備
 - 生産体制、集出荷体制の組織・制度整備
 - 集出荷施設整備
 - 市場価格動向の情報管理の整備
 - 農産加工技術の改善及び関連施設の整備
- ハ．農業機械化及び収穫後処理改善整備
 - ポストハーベスト技術の改善
 - ポストハーベスト機材の導入及び既存施設の整備

e．農村生活改善計画

- イ．生活基礎インフラの改善、復旧整備
 - 農道
 - 飲料水施設

- 保健衛生施設
- 教育施設
- ロ . 小規模農村家内工業の整備
 - 農産加工品の計画、労働時間、販売
- f . 維持管理体制整備計画
 - イ . 農業・農村施設整備のための維持管理施設・機材の導入

(4) 計画実施による便益

- a . 中部高原地域における天然資源の持続的な有効活用
- b . 開発モデル計画による農村開発
- c . 内戦被災民の定住
- d . 作物生産性の増大
- e . 農業生産物の付加価値の増大
- f . 農村地域の生活環境の改善及び住民の生活水準の向上
- g . 雇用機会の創出
- h . 人的資源の保全及び適正利用
- i . 先住民の人権及びアイデンティティーの尊重

(5) 事業実施機関

事業実施のために開発計画を策定する実施機関は、農牧省企画局である。同局は、効果的な調査の実施に必要なカウンターパートと輸送手段を提供する。また、事業及び調査に係る他の省庁、大学、地方公共団体等との調整を実施する。さらに、調査をより効果的に実施するために、関係機関によるステアリング・コミッティの召集を提案する。主要関係機関は、次のとおりである。

- a . 農牧食糧省
- b . 農牧食糧省地方施設
- c . 経済企画庁地方事務所
- d . 政府機関地方事務所
- e . 市町村代表
- f . 農民団体代表
- g . 関連NGO
- h . その他

4．開発調査の概要

(1) 調査対象地域

調査対象地域は、グアテマラ国の中部に位置するチマルテナンゴ、ソロラ、トトニカパン、ケツアルテナンゴ各県の高原地域である。

(2) 調査の目的

- a．天然資源の保護と持続的農業・農村開発のための統合的マスタープランを策定する。とりわけ配慮すべき点は、水資源、土壌、水配分、農業生産、自然保護、農業・社会インフラ、社会経済条件である。
- b．調査を通じカウンターパートにオン・ザ・ジョブトレーニング（OJT）方式で技術移転をし、人材育成を行う。

(3) 調査の範囲

調査は２段階に実施される。

第１段階は現況診断調査を行い、開発と天然資源の保護・利用に係る問題点と課題を明らかにする。第２段階は天然資源の保護・利用に関するガイドラインの策定と、現況診断を踏まえた農業・農村開発マスタープランの策定である。

主な調査内容は、次のとおりである。

- a．調査対象地域の既存資料の収集と分析
- b．既存開発計画、プロジェクト分析
- c．天然資源保護地域の調査
- d．農村社会調査の実施と診断
- e．農家調査による要望と潜在性の把握
- f．自然状況とその問題点に関する環境調査と分析
- g．現況に基づく開発潜在性の分析
- h．土地と水資源の適正利用評価及び水利用計画の策定
- i．農業開発計画の基礎構想の策定
- j．環境配慮と住民参加
- k．地元住民との合意形成のためのワークショップの開催

(4) 専門家の必要分野

以下の専門家の活用が望まれる。

- a．総括

- b . 地域計画 / 土地利用
- c . 農村社会組織、制度
- d . 農業生産
- e . 農業経済 / 農産物流通
- f . 農業生産基盤 / 農地保全
- g . 農産加工 / 農村小規模工業
- h . 畜産
- i . 農村社会インフラ
- j . 環境保全 / 環境影響評価

(5) 調査行程

調査は第1段階と第2段階に分けて実施される。前者は、現地調査と国内作業とを合わせて8か月程度を予定する。後者は現地調査と国内作業とを合わせて7か月程度を予定する。

MINISTERIO DE AGRICULTURA, GANADERIA Y
ALIMENTACION

*SOLICITUD DE COOPERACION TECNICA
AL GOBIERNO DE JAPON*

*GERENCIA DE COORDINACION DE PROYECTOS
Y COOPERACION EXTERNA*

Guatemala, Abril de 1998

PROYECTO

*PLAN MAESTRO SOBRE EL DESARROLLO INTEGRAL
SOSTENIBLE, AGRÍCOLA Y RURAL PARA EL COMBATÉ
DE POBREZA EN LA REGION DEL ALTIPLANO CENTRAL
DE GUATEMALA*

SOLICITUD DE ESTUDIO DE DESARROLLO.

Proyecto: Estudio del plan maestro sobre el Desarrollo integral Sostenible, agrícola y rural para el combate de pobreza en la Región del Altiplano Central de Guatemala.

Unidad Ejecutora: Gerencia de Gestión para el Desarrollo(GGDE), Ministerio de Agricultura, Ganadería y Alimentación.

1. Antecedentes del Proyecto.

En la región del altiplano central de Guatemala, se encuentran en alto porcentaje, los pueblos indígenas de las etnias Cackchiquel, Quiché, Mam, que mantienen su propio estilo de vida autóctono y un gran número de micro y pequeños agricultores. Esta región se convirtió durante 30 años, en escenario de batalla, como consecuencia del enfrentamiento armado que imperó en el país desde 1960, generando innumerables refugiados. Este conflicto y la sobre explotación de los recursos naturales han arruinado las comunidades rurales destruyendo gran parte de su infraestructura productiva y una caída notable de la producción.

Actualmente, el Gobierno de Guatemala ejecuta un "Plan Ejecutivo para el cumplimiento del Acuerdo de Paz (1997-2000), conforme al acuerdo definitivo firmado el 29 de diciembre de 1996. Es indispensable apoyar el sector agrícola, sector fundamental del país, junto con las reformas políticas y administrativas, para promover la ejecución de dicho plan. Son 4 los puntos importantes que se tienen que resolver en forma urgente:

- Elaboración de políticas que promuevan el uso efectivo y eficiente de los recursos naturales y propugnen el desarrollo agrícola y rural sostenible.
- Establecimiento de un sistema de producción y suministro estable de alimentos básicos para atender al aumento demográfico en la zona rural causado por la repatriación de refugiados.
- Establecimiento de un sistema de apoyo para mejorar la productividad de los productos agrícolas no tradicionales rentables, con los cuales pequeños agricultores pueden participar en la producción agrícola y las actividades económicas.
- Apoyar la reconstrucción de las comunidades rurales, mejorando las expectativas y condiciones para vivir que ayude a detener el empobrecimiento de la zona rural.

El Gobierno de Guatemala considera que el fomento de desarrollo agrícola y rural destinado a los pequeños agricultores y refugiados asentados en el altiplano Central del país, es un tema importante del plan nacional de desarrollo para Promover el acuerdo de paz.

El Gobierno de Guatemala desea elaborar las políticas de la conservación y uso efectivo de los recursos naturales y un proyecto de desarrollo agrícola y rural aprovechando las cooperaciones técnicas y económicas del Gobierno del Japón.

2. Estado actual del área del proyecto y potencialidad de desarrollo.

2.1. Estado actual agrícola y rural: Problemas y temas a resolver en el desarrollo.

- a) El área del proyecto abarca las zonas montañosas y los valles con las complicadas condiciones geomorfológicas y de naturaleza variable.
- b) El Sistema de manejo y conservación de los recursos es deficiente.
- c) La deforestación se ha incrementado en los últimos años.
- d) Existe Disminución de la productividad agrícola, producto de la erosión del suelo.
- e) En el verano existe escasez de agua.
- f) La producción agrícola se dificulta, por un área pequeña familiar disponible, además de carecer de un sistema de riego y otras infraestructuras básicas.
- g) La asistencia técnica ha sido deficiente, además de reducirse, por el proceso de modernización del estado.
- h) Los organismos e instituciones que apoyan el sector agrícola son vulnerables.
- i) Las condiciones de vida en pobreza extrema, por la falta de condiciones de servicios mínimos en el hogar.
- j) Recursos humanos calificados insuficientes.

2.2. Potencialidad de desarrollo.

- a) El régimen de ejecución del proyecto está consolidado, mediante la estructuración de las instituciones de desarrollo regional, bajo la reforma organizativa del Ministerio de Agricultura, Ganadería y Alimentación.
- b) La producción de diversos cultivos es factible, por su geomorfología y fertilidad del suelo, así como la variedad de microclimas que se presentan en la región.
- c) Las fuentes de agua son abundantes, potenciando el desarrollo de los recursos Hídricos.
- d) Los agricultores del área practican un estilo de administración agrícola similar que facilita determinar el lineamiento del plan de administración y producción.
- e) El área del proyecto se encuentra cerca del mercado consumidor más grande que es la Ciudad Capital, comunicada por carretera asfaltada panamericana y otras vías troncales.
- f) Se prevé que los efectos de la consolidación de infraestructura productiva agrícola, que nunca se ha emprendido serán notablemente positivos.
- g) Hay fuerte solidaridad entre las comunidades rurales, quienes mantienen su estilo de vida y cultura tradicionales.
- h) El bienestar de las comunidades rurales se va estabilizando.

3. Plan Básico del Proyecto de Desarrollo.

3.1. Concepto Básico.

- ♦ Coincidir con las políticas de conservación del medio ambiente y aprovechamiento sostenible y efectivo de los recursos naturales, combate y superación de la pobreza, apoyo a las familias rurales, solidaridad y desarrollo humano sostenible.
- ♦ Respetar e incluir las intenciones de los planes de desarrollo de los consejos departamentales y regionales.
- ♦ Promover el desarrollo participativo en los productores beneficiarios del área del proyecto.
- ♦ Disponer de información sobre el estado actual de los recursos naturales, socio económicos y humanos, que permitan elaborar un plan de desarrollo integral que

garantice la conservación, recuperación y uso apropiado de los recursos naturales renovables potenciando su eficiencia ecológica y social.

3.2. Metas del Proyecto.

- a) Crear un modelo de desarrollo agrícola y rural sostenible en la región del Altiplano Central del país, mediante un plan básico y criterios para la conservación de los recursos naturales.
- b) Incrementar la producción agrícola en la región, que asegure un suministro estable de alimentos básicos, mejorando los ingresos por la venta de los productos excedentes al mercado.
- c) Ejecutar el desarrollo rural con visión social, para mejorar las condiciones de vida, salud pública y educación aumentando las oportunidades de empleo en el área rural.
- d) Mejorar las condiciones nutricionales y pobreza de la población rural, promoviendo la estabilización de la vida civil en las comunidades, la corrección de la diferencia económica con las zonas urbanas, el reasentamiento de repatriados la consolidación de la paz, mediante la ejecución del desarrollo agrícola y rural.

3.3. Resumen del Proyecto.

3.3.1. Plan de Uso y Conservación de los Recursos Naturales en la Región.

- a. Plan de utilización del suelo.
- b. Plan de protección y reordenamiento de cuencas y recursos naturales.
- c. Plan de manejo de cuencas.
- d. Plan de conservación de suelos y reforestación.
- e. Seguimiento al plan de manejo y conservación de cuencas hidráulicas.
- f. Criterios para la utilización y conservación de los recursos naturales.

3.3.2 Plan para el mejoramiento socioeconómico de las comunidades rurales.

- a. Establecer el marco de desarrollo agrícola y rural del altiplano central.
- b. Establecer metas de producción agrícola, de corto, mediano y largo plazo acorde al movimiento de oferta y demanda.
- c. Establecer metas de desarrollo socioeconómico para mejorar la infraestructura de las comunidades rurales.
- d. Elaborar un plan de ejecución del proyecto, basándose en un sistema institucional y organizativo mejorado.
- e. Elaborar un plan ejecutivo de mejoramiento con base al desarrollo gradual.

3.3.3. Plan de producción agropecuaria.

- a. Mejorar y fortalecer el sistema de apoyo y administración de la producción de las familias agrícolas.
 - Sistema de siembra, uso eficiente y conservación del suelo agrícola.
 - Selección de cultivos recomendables.
 - Acceso al crédito y mejoramiento de las finanzas agrícolas.
 - Fomento y mejoramiento de la ganadería bovina.
 - Introducción de la pesca en aguas de lagos existentes priorizados.
- b. Fortalecimiento de la transferencia agrícola y del sistema de formación de recursos humanos.
 - Transferencia de tecnología de cultivos y administración agrícola.
 - Mejoramiento del sistema de capacitación y formación de recursos humanos.

- Fortalecimiento de cooperativas agrícolas y sistemas relativos.

3.3.4. Plan de mejoramiento de la infraestructura de producción agrícola.

a. Mejoramiento del sistema organizativo de operación y mantenimiento de las instalaciones de riego.

- Mejorar el sistema de manejo del agua y uso de instalaciones.
- Construir, mejorar y rehabilitar las instalaciones de riego y drenaje en unidades existentes.

b. Mejorar el sistema de comercialización y procesamiento de los productos agrícolas.

- Mejorar la organización, sistema de producción, acopio y envío al mercado de los productos agrícolas.
- Mejorar instalaciones para acopio y envío.
- Establecer un sistema de información de precios de mercado y sus variaciones.
- Mejorar técnicas de proceso de los productos en las instalaciones relativas.

c. Mecanizar y mejorar técnicas de postcosecha.

- Introducción de nuevas técnicas de postcosecha.
- Introducción de equipo de postcosecha y mejorar las instalaciones existentes.

3.3.5 Plan para mejorar condiciones de vida en comunidades rurales.

a. Rehabilitar y mejorar infraestructuras básicas.

- Caminos, agua potable, Centro de salud, Escuela, etc.

b. Apoyar la industria artesanal de las comunidades rurales.

- Diseños artesanales, tiempo de trabajo, comercialización de artesanías.

3.3.6 Plan para mejorar la operación y mantenimiento de instalaciones rurales.

a. Introducción de equipos de operación y mantenimiento para mejorar las instalaciones agrícolas y rurales.

3.4. Ventajas que se generan por la ejecución del proyecto.

- Uso sostenible y efectivo de los recursos naturales, en el altiplano central.
- Desarrollo regional a través de un plan demostrativo de desarrollo.
- Reasentamiento de refugiados.
- Aumento de la productividad agrícola.
- Aumento del valor agregado a los productos agrícolas.
- Mejoramiento de condiciones y expectativas de vida en las zonas rurales.
- Generación de fuentes de trabajo.
- Conservación y uso racional de los recursos humanos.
- Respeto de la identidad y derechos humanos de la población indígena.

3.5. Unidad ejecutora del proyecto.

La entidad ejecutora que elaborará el proyecto de desarrollo es la Gerencia de Gestión para el desarrollo del Ministerio de Agricultura, Ganadería y Alimentación. Este dispondrá del personal contraparte así como el medio de transporte para ejecutar el estudio en forma eficiente. Se coordinará con otros ministerios y entidades a nivel departamental y regional proponiendo un comité de consulta respectiva. Algunas instituciones que pueden estar contempladas son:

- a. Ministerio de Agricultura, Ganadería y Alimentación.
- b. Instituciones del MAGA, a nivel regional.
- c. Oficinas regionales de SEGEPLAN.
- d. Consejos departamentales de desarrollo urbano y rural.
- e. Municipalidades.
- f. Asociación o comités de productores.
- g. Organizaciones no gubernamentales.
- h. Otros.

4. Resumen del Estudio de Desarrollo.

a. Area objeto del estudio:

El proyecto estará ubicado en el altiplano central del país, incluyendo los departamentos de Chimaltenango, Totonicapán, Sololá y Quetzaltenango.

b. Objetivos del Estudio.

1. Elaborar un plan maestro integral para la conservación de los recursos naturales y el desarrollo agrícola y rural en forma sostenible, con énfasis a los recursos hídricos, de suelo, distribución de agua, producción agrícola, preservación de la naturaleza, infraestructura agrícola y social y las condiciones socioeconómicas del altiplano central de Guatemala.

2. Capacitación y transferencia tecnológica al personal guatemalteco mediante el adiestramiento en servicio durante la ejecución del estudio.

c. Alcance del estudio.

El estudio se ejecutará en dos fases:

Fase I: Ejecutar el estudio para diagnosticar la situación actual y establecer las lecciones de lo aprendido y la problemática a resolver para el desarrollo y la conservación y uso de los recursos naturales.

Fase II: Elaborar criterios para la conservación y uso de los recursos naturales y la ejecución del plan maestro de desarrollo agrícola y rural basado en el diagnóstico realizado.

Los componentes fundamentales del estudio son:

- 1. Recolección, análisis de datos e información existente del área del estudio.
- 2. Análisis de planes y proyectos de desarrollo existentes en el área.
- 3. Estudio sobre áreas de reserva de los recursos naturales.
- 4. Diagnóstico y estudio social de las comunidades rurales.
- 5. Estudio localizado de la familia rural, estableciendo demanda y potencial.
- 6. Análisis y estudio del medio ambiente sobre las condiciones naturales y sus problemas.
- 7. Análisis del potencial del desarrollo basándose en la situación actual.
- 8. Evaluar la disponibilidad apropiada de la tierra y los recursos hídricos, elaborando un plan de uso del agua.
- 9. Plan básico para el proyecto de desarrollo agrícola.
- 10. Impacto sobre el medio ambiente y la participación de la población rural.
- 11. Ejecución de seminarios talleres para establecer acuerdos con los pobladores.

d. **Requisitos de especialidades de los expertos.**

Lo recomendable es el aprovechamiento de los expertos japoneses enviados por distintas especialidades que a continuación se mencionan:

- ❖ Jefe de misión
- ❖ Aprovechamiento de la tierra, plan regional.
- ❖ Sistemas y organización de la sociedad rural.
- ❖ Productividad agrícola.
- ❖ Economía agrícola, comercialización de productos agrícolas.
- ❖ Infraestructura de la producción, conservación de suelos.
- ❖ Procesamiento agroindustrial de productos, agroindustria rural.
- ❖ Ganadería en general: especies mayores y menores.
- ❖ Infraestructura social de comunidades rurales.
- ❖ Conservación del medio ambiente y evaluación de impacto.

e. **Cronograma del estudio.**

El estudio se realizará en dos fases: La fase uno, dura 8 meses, incluye el estudio en Guatemala y consecuencia en trabajos en Japón.

La fase dos, dura 7 meses con permanencia en Guatemala y Japón.

資料4．主な関係機関の概要

4 - 1 農牧食糧省（MAGA）

(1) 活動概要

農牧食糧省（MAGA：Ministerio de Agricultura, Ganadería y Alimentación）は構造調整の一環で大幅な人員削減がなされている。たとえば、農民に対する普及活動を行っていた農業サービス総局（DIGESA）は廃止され、普及部門はすべて民間に委託されたほか、農業科学技術庁（ICTA）についても職員をいったん解職し、必要人員のみ再度雇用する予定となっているなど、現在もなお組織改革の途中段階にある。

また地方分権化にも力を入れており、持続的農牧業開発事務所網（RADEAS）を創設するなど、開発の主体を地方レベルに移行させる方針である。

(2) 取り組み方針、将来の方向性（関心事等）

MAGAは、農村生活の再評価を行い、国内で均衡のとれた開発を行うことで構造的異質性を減少させ、農村住民の生活の質の改善に貢献することを目的として、「1998～2030年計画／新農業部門別政策」を制定した。これは、土地の使用、所有に関する法的保証、水資源の利用と管理、農村の土地整備、生産的かつ商業的な開発、の4つの活動分野からなっており、計画のなかでそれぞれの分野について目標、政策、手段を明記している。

また同省は、海外からの援助についても、この新政策に基づいて策定されたモデルに則って推進して欲しいと考えている（モデルについては添付資料参照）。

(3) 所有情報

農業一般のデータについては中央レベルで把握しているが、地方レベルのデータは県調整事務所にしかない。また、MAGAを介して他の関連省庁から必要な情報を取り寄せることは可能だが、時間がかかる。

なお、同省と同じ建物にあるGTZの事務所には、特に森林関係プロジェクトに関する情報が多くある。

(4) 添付資料

農牧食糧省組織図

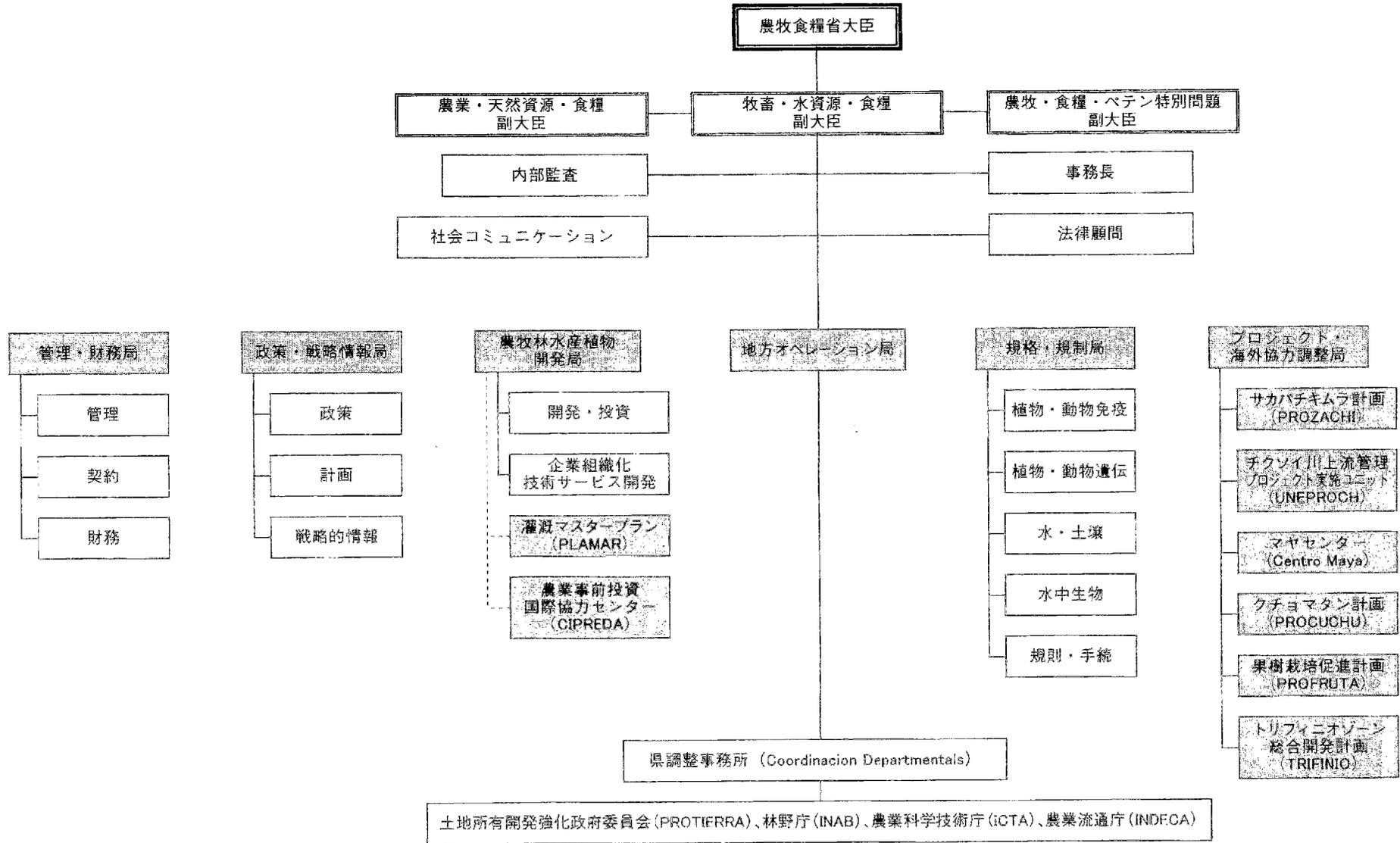
農牧食糧省ケツアルテナンゴ県調整事務所組織図

「1998～2030年計画／新農業部門別政策」要約図

計画モデル（以前の計画モデル）

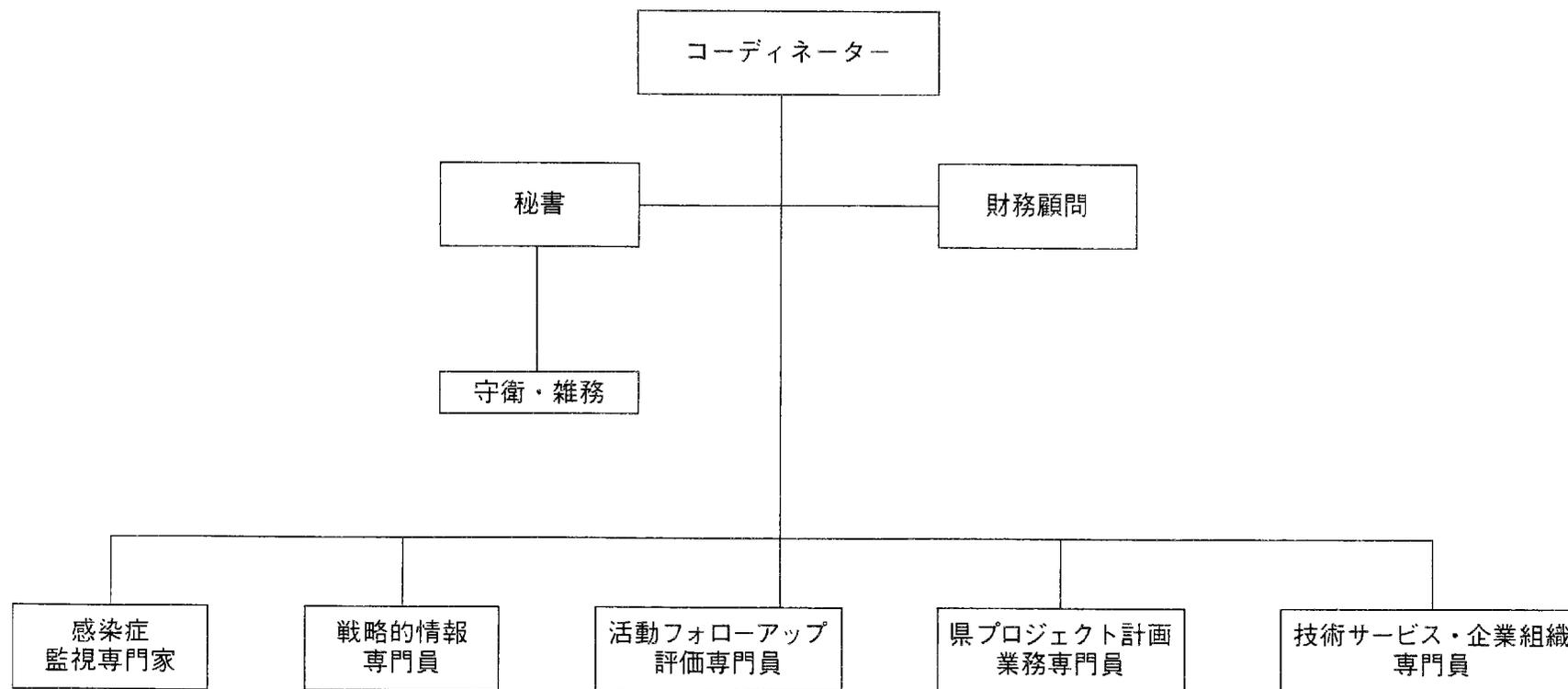
計画モデル（現在の計画モデル）

農牧食糧省組織図



資料：「Plan Estratégico 1996-2000 Unidad de Operaciones Rurales」

COORDINACION DEPARTAMENTAL MAGA QUETZALTENANGO
農牧食糧省ケツアルテナンゴ県調整事務所



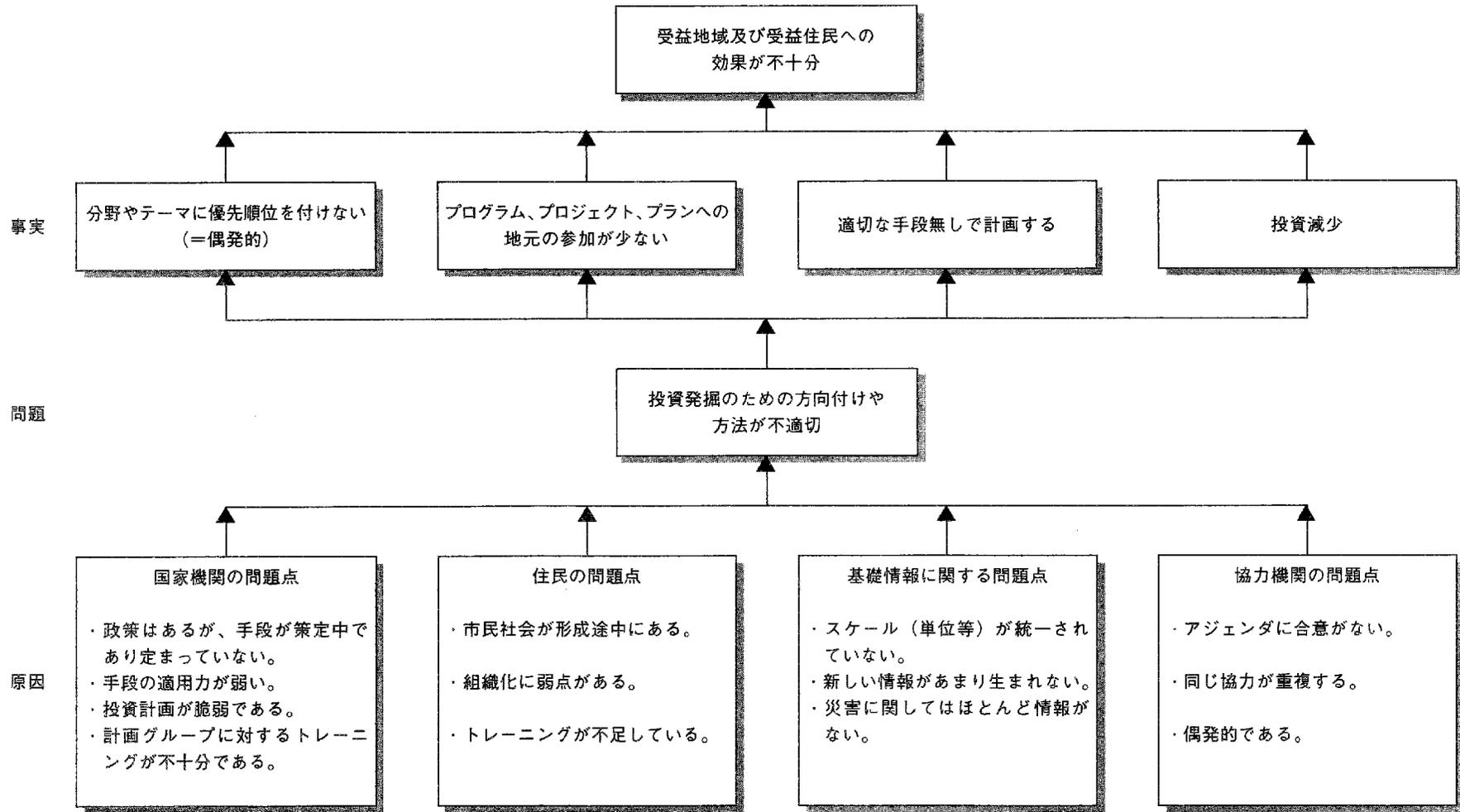
資料：農牧食糧省ケツアルテナンゴ事務所より入手

1998-2030年計画／新農業部門別政策

一般目標	個別目標	農業政策				部門政策				農村開発
		戦略的活動分野	目標	政策	手段	戦略的活動分野	目標	政策	手段	戦略的活動分野
農村運営 持続可能な 人間開発	持続可能性 整備 競争力 成長	土地利用、所有・ 所有権の法的措置	土地のマーケット (不動産)の有効化	土地利用、所有・ 所有権の規制	- 土地基金	土地整備	部門の継続可能性	森林開発	- 森林コンセッション事業 - 経済インセンティブ - 保護区	- 人材育成 - 組織化、社会参加、 地方権限強化
	- 大統領府土地紛争 法律顧問事務所				牧畜・果樹・野菜 基礎穀物・ 水産物政策			- PPIA		
	投資促進	生産的投資促進	- 地籍 - 登記 - IGN - 国土税	生産的商業的開発	部門の生産性と 競争力を上げる	技術の取り入れ、 創出、移転	- 競争力基金 - 戦略的提携	- 資源の潜在性・多様性 に応じた経済的活動の 多様化		
	食糧安全確保	水利用と管理	水の利用、消費、 保全方法の整備			水資源にかかる 総合手続き	生産的投資、 商業化	- 情報 - 生産支援 - 金融市場	- 社会生産的インフラ・ 関連サービスの開発	
	企業組織化						商業	- 対外貿易 - 規格・規定	- 非農業活動のための 技術開発	
	農牧食糧省の 組織化						人材	- 協力・協定 - コミュニケーション手段の 普及		
			水の有効利用	- 水資源総合管理 計画(PMIRH)	組織・企業化促進	- RADEAS - 作業グループ - 協力・協定				

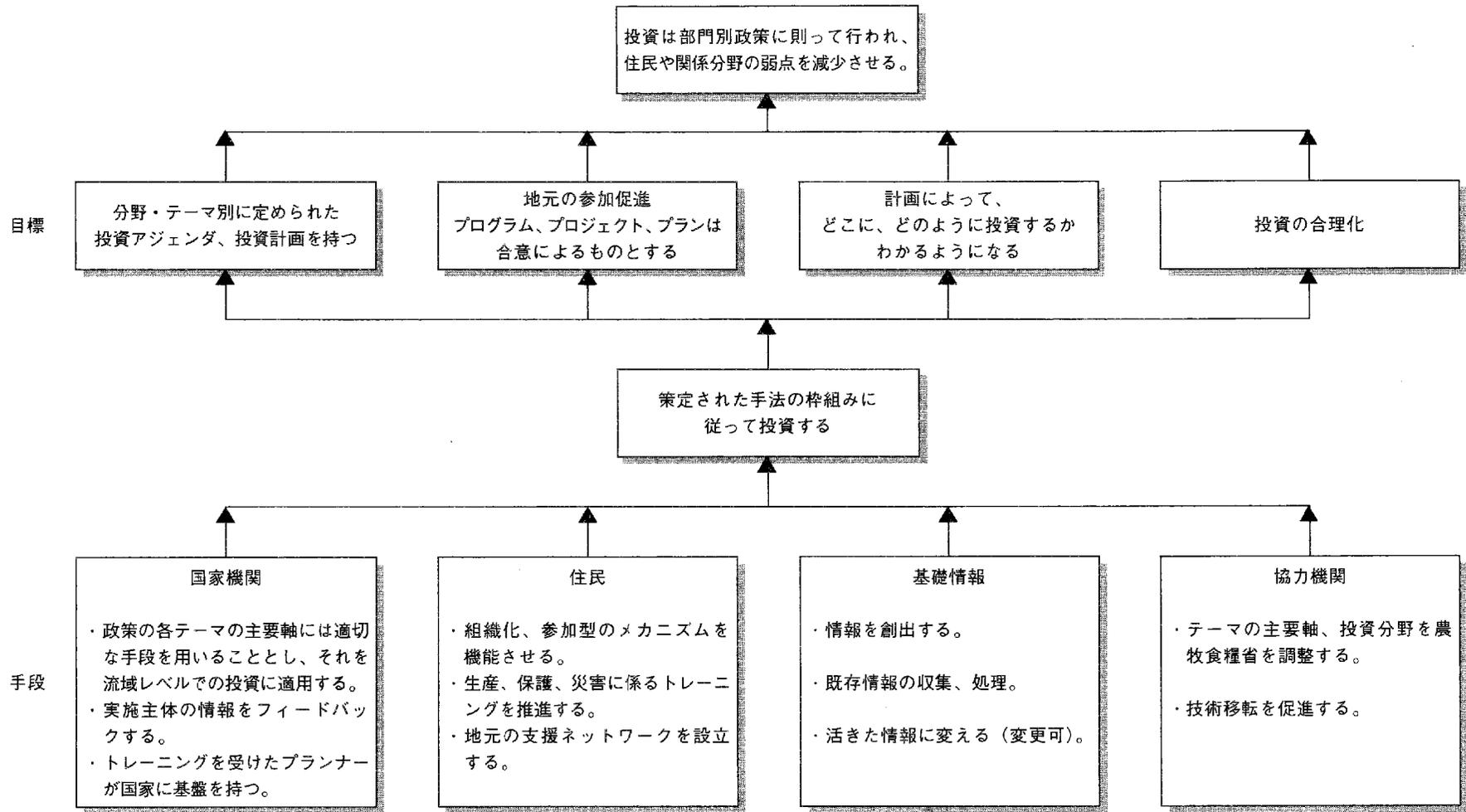
資料：「Politica Agraria y Sectorial (1998-2030)」

モデルケース／以前の計画モデル



資料：「Plan de Accion Forestal para Guatemala」

モデルケース／現在の計画モデル



資料：「Plan de Accion Forestal para Guatemala」

4 - 2 林野庁 (INAB)

(1) 活動概要

森林保全に関連した行政機関は、林野庁 (INAB : Instituto Nacional de Bosques) が担当している。INABは1997年に森林法(Ley Forestal)の成立とともにできたMAGAの新しい組織で、主に生産林を対象として持続的な観点から森林政策を実施している。国家計画のなかで位置づけられている森林政策のうち、アグロフォレストリーの促進、潜在的ポテンシャルを考慮した森林の復元 (植林) という2つの大きなテーマを担当している。

商業活動として森林伐採する場合、事業者が森林管理計画を策定し、そのなかに伐採のみならず将来の植林計画を組み込んで持続的な森林資源の利活用ができるようにINABが指導している。対象地域内で林業活動の申請を提出している業者は、1999年5月現在でケツアルテナンゴ県11社、トトニカパン県4社、ソロラ県7社、チマルテナンゴ県1社となっている。

無許可の森林伐採に対する監視活動は、年1～2回の頻度で、警察、軍、INAB地域事務所などの協力で行っているが十分ではなく、森林伐採が跡をたたない状況である。森林法では、無許可で森林伐採した場合、材木10m³ (約3本) 以上を罰則対象とし、100m³となると罰金に加えて1～5年の拘留が規定されている。しかしながら、罰金を払う方が簡単で良いと考えている不心得者も多く、効果はあがっていないとのことである。

(2) 取り組み方針、将来の方向性(関心事等)

INABは持続的な林業の促進をめざした木材業者への指導を強化して、森林管理の必要性を啓蒙していくことを考えている。そのため、奨励金支給によって植林にインセンティブを与えるPINFORをはじめ、BOSCOM、PROCAFOR、BANSEFOR、BOPAZ、PRAUM、UNEPROCH、PMS、PROSELVAなどのプロジェクトを全国レベルで取り組んでいる。これらを通じて、森林の適正な維持管理を進めていきたい意向がある。

なお、INABは保護区外を管轄の対象としているが、CONAPとはさまざまな政策において協調関係を築きながら、施策を実施している。

(3) 所有情報

全国レベルでの森林関連情報(森林区分、森林面積など)、各種プロジェクト関連情報が事務所内及び地域事務所には保管されており、本事前調査でも資料の一部を入手している。そのため、プロジェクト対象地域に関する森林情報はINABを介して得ることができると思われる。また、INAB内には情報センターCINFORもあり、さまざまな森林関連分野(植林、森林保全、森林管理など)の資料が所蔵されている。

(4) 添付資料

特になし

4 - 3 国家環境委員会 (CONAMA)

(1) 活動概要

国家環境委員会 (CONAMA : Comision Nacional del Medio Ambiente) は、1987年に設立された大統領直属の機関で、大気、水、土壌、自然保護、環境影響評価などに関連した環境政策の立案と実施、各種の技術支援、住民啓蒙などの業務を関係省庁(MAGAを含む)の協力を得ながら実施している。

本部には、7部(環境評価部、社会啓蒙部、計画技術部、法律監視部、財務部、廃棄物部、移動発生源対策部)があり、約50名が勤務している。このうち、計画技術部では、国際協力、環境政策の策定、国土整備、技術支援などに関する事業(現在23プロジェクト)を、環境評価部は環境影響評価に関する技術審査などを担当している。

CONAMAの技術顧問委員会 (CTA : Consejo Tecnico Asesor) は、MAGA (INABの副長官が委員)をはじめ、経済企画庁、国防省、教育省、保健省、商工会議所、大学などの代表で構成され、3週間に1回程度、会合が催されている。主な議題は、環境影響評価の承認に関する事項、国家環境基金 (FUNAGUMA : Fondo Guatemalteco del Medio Ambiente) の事業、法規制に関する事項などが対象となっている。

環境関連の法令や基準はCONAMAが定めているが、そのモニタリングなどは関係省庁や地方政府に一部任されているものもある。

(2) 取り組み方針、将来の方向性(関心事等)

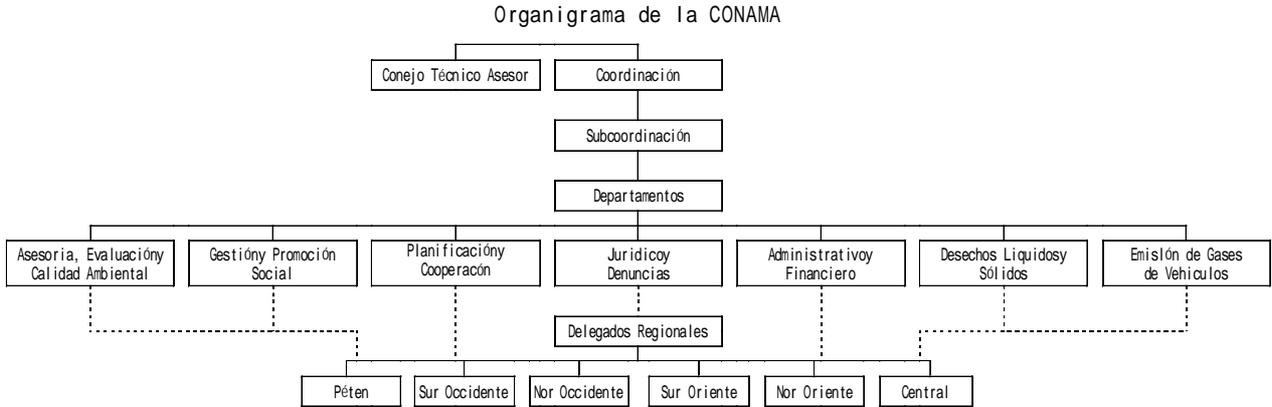
環境保全に関する法規制に関連した罰則や強制執行の権限をもっており、最近では鉛の不法投棄を行っていた会社を閉鎖させ環境汚染防止に対応し、今後とも積極的に環境保全へ取り組んでいく意向がある。また、地域住民の組織化を促進させて環境教育(ゴミの捨て方、自然保護など)に関する啓蒙普及も行っている。

(3) 所有情報

国内の環境保全に関する基礎情報や関連施策についてさまざまな取り組みを行っており、それらはCONAMA内に設けられている情報センターを介して一般にも積極的に情報公開を行っている。そのため、環境関連情報を入手するうえで有効利用できると思われる。

(4) 添付資料

組織図



CONAMA組織図

出典：「REGLAMENTO INTERNO TECNICO ADMINISTRATIVO DE LA CONAMA」

4 - 4 国家自然保護審議会（CONAP）

(1) 活動概要

国家自然保護審議会（CONAP: Consejo Nacional de Areas Protegidas）は、保護区法（Ley de Areas Protegidas, 1996）に基づき設置されている機関である。CONAMAが所管する審議会の1つで、国土面積の約30%（約34,000m²）を占める保護区を対象に政策立案、保護管理、動植物保全、技術啓蒙などをムニシピオや地域住民の参加のもとに実施している。この活動には、国家歴史人類学機構（IDAEH: Instituto Nacional de Antropologia e Historia）、観光局（INGUAT: Instituto Guatemalteco de Turismo）、市町村連合（ANAM: La Asociacion Nacional de Municipalidades）、大学組合（CECON: Centro de Estudios Conservacionistas）、NGO協会などが参加し、文化・観光・研究・自然保護に関する諸事項を専門的な立場からサポートしている。保護区には、貴重な生物の生存する地域、国立公園、地域公園、市立公園、公園（私有地）、火山地域などがあり、全国で125か所が指定されている。保護区の保護方針は、地域のムニシピオやコミュニティからの指定申請に基づき、CONAPの専門官が現地調査して重要度に応じたゾーニングして定めている。

(2) 取り組み方針、将来の方向性(関心事等)

保護区内での活動(プロジェクト)内容に応じて環境影響評価を義務づけており、地域特性をかんがみて自然保護上の重要度に応じた環境影響評価内容を管轄する地域事務所が指導に取り組んでいる。現状ではペテン県以外に重要度のゾーニングができていないため、適時、

地域事務所の担当者が現状把握に赴き、調査を行ったうえで環境影響評価上の指導を行っている。

将来的には全保護区でゾーニングによる整備を行っていく意向はあるが、財政面をはじめとしてさまざまな課題があり、具体的な計画は今のところない。

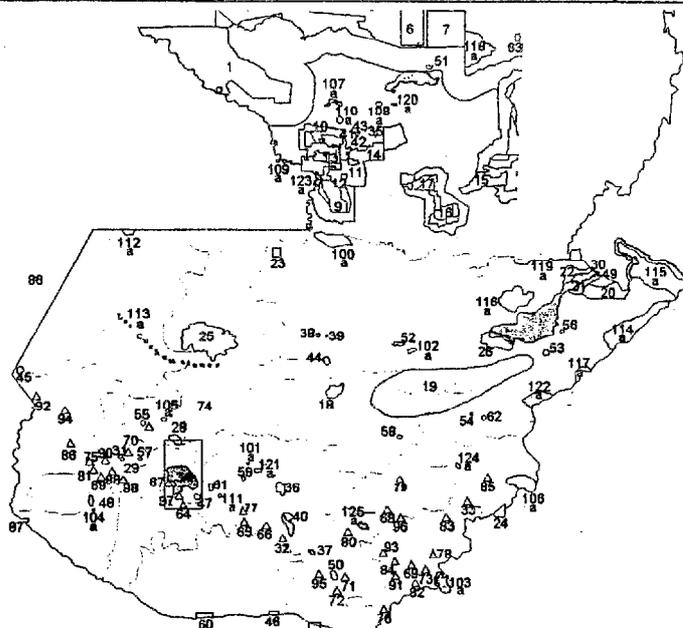
(3) 所有情報

保護区域図(詳細)、貴重な動植物分布状況などの情報が整備されており、本事前調査でも資料の一部を入手している。そのため、必要に応じてプロジェクト対象地域の自然環境特性に関して意見交換することは、参考になる情報を得ることができると思われる。

(4) 添付資料

保護区位置図(資料:「MEMORIA DE LABORES」(1998))

NO	名称	設定区分
<ケツァルテナンコ 県>		
29	Reserva Natural SAQBE	Parque Regional
31	Reserva Natural Zunil	Parque Regional
57	Cerro El Baul	Parque Nacional
70	Volcan Cerro Quemado	Parque Nacional
81	Volcan Lacandon	Parque Nacional
88	Volcan Santa Maria	Parque Nacional
89	Volcan Santiaguito	Parque Nacional
90	Volcan Siete Orejas	Parque Nacional
98	Volcan Zunil	Parque Nacional
<トニカハソ 県>		
28	Los Altos de San Miguel	Parque Regional
55	Riscos de Momostenango	Parque Nacional
105a	Combre de Maria Tecun	Area de Proteccion especial
<ノロ 県>		
34	Cuenca de Atitlan	Area de Usos Multiples
47	Pachuj	Reserva Natural Privada
64	Volcan Atitlan	Parque Nacional
67	La Chorrera	Reserva Natural Privada
97	Volcan Tbliman	Parque Nacional
<チマルテナンコ 県>		
36	Cerro Alux	Reserva de Manantiales
59	Los Aposentos	Parque Nacional
61	Iximche	Monumento Cultural
65	Volcan Fuego	Parque Nacional
77	Volcan Acatenango	Parque Nacional
101a	San Rafael Pixcaya	Area de Proteccion especial
111a	Tecpan	Area de Proteccion especial
121a	Xacaya	Area de Proteccion especial



保護区位置図

出典: 「MEMORIA DE LABORES」 (1998)

4 - 5 持続的農牧業開発事務所網 (RADEAS)

(1) 活動概要

和平協定後、農牧食糧省は、業務の合理化及び効率化、地方分権化の促進という観点から、市民社会を開発の主体とすることを目的として持続的農牧業開発事務所網 (RADEAS : Redes de Agentes de Desarrollo Agropecuario Sostenible) を創設した。これにより、市民社会組織がグループとして計画や意見決定への参加が可能になることを、同省は期待している。

グアテマラ国には、組合、NGO、協会、女性組織等、多く市民社会組織が存在しているが、RADEASとは、こうした各種の市民社会組織から成る、農牧業開発に係る県レベルのネットワークであるといえよう。RADEASは、受益者、参加組織、組織代表(集会)、理事会の4つのレベルで構成されており、このうち理事会役員は民主的に選出されることになっている。一方、受益者層は貧困な農民が大半を占めており、組織メンバーは農民に対して、主に農牧業、水産業、林業に係るプロジェクトを実施する。養鶏のための資金・技術援助を行うプロジェクトはその一例であるが、他にも農民女性に対して裁縫を教えるプロジェクト、貧しい子供達のための教育プログラム等、さまざまな活動を展開している。

RADEASは県レベルで設置されており、RADEASに加盟している組織のメンバーの利益を代表して農牧食糧省の県調整事務所(以下、MAGA県事務所)とのさまざまな調整を行う。その調整には、たとえば受益者(農民)の需要発掘とプロジェクト形成、MAGA県事務所へのプロジェクト申請、同事務所との優先順位策定、資金取付の手続き等が挙げられる。このように、RADEASは地域開発においてMAGA県事務所と密接に連携して住民の貧困緩和に取り組んでおり、RADEAS事務所がMAGA県事務所の一部を間借りする場合も多いようである。

なお、RADEAS加盟組織は、プロジェクト総額の一定金額を会費としてRADEAS理事会に既に納めているか、あるいは納めることを検討中である。

(2) 取り組み方針、将来の方向性(関心事等)

現在は県レベルでの活動が中心となっているが、将来的にはミュニシピオ(市)レベルのRADEASを組織しようとする動きもあり、一部RADEASでは具体的な取り組み方針を理事会で検討中である。

どのRADEASにも共通しているのは資金不足という問題であろう。貧困農民に資する優良な案件を形成しても資金不足ゆえにそれを実施に移すことができず、RADEASは、国際ナショナルNGOやMAGA県事務所を通じての海外資金等、さまざまな資金源にアクセスし資金を取り付けることに懸命である。

(3) 所有情報

RADEAS加盟組織は農民と日常的に深くかかわっているため、農民の生活状況、貧困度、ニーズ、農村の課題、開発上の問題点等、生きた情報を多く有している。また、その土地に密着していることから現地語を話せるメンバーを有していること、彼ら自身も貧困緩和を目的とした活動を展開していることから、本格調査（特に農村社会調査）を行う際には有効な連携がとれるものとする。

4 - 6 地方開発審議会

(1) 活動概要

地方開発審議会は、1994年に政府によって設置された、地方における開発プロジェクトの実施決定並びに各プロジェクト間の調整を行う機関である。地方開発審議会は、地域レベル、県レベル、市レベルの3種類に分けることができ、地域開発審議会は8つの開発地域（*注）にひとつずつ、県開発審議会は各県にひとつずつ、市開発審議会は各市にひとつずつ設置されている。

コミュニティレベルから要請の出されたプロジェクトについて、まず市開発審議会で審査し、順に県レベル、地域レベルへの申請を上げていく方式がとられている。このプロジェクトの審査にあたって、地域開発審議会は県同士の調整を、県開発審議会は市同士の調整を行う機能も果たす。また、プロジェクト実施資金については、今回の事前調査の範囲では、

政府より市（municipio）に配分される資金、地域開発審議会と県開発審議会が共同で管理している連帯基金、の2通りあることが確認された。

なお、最高レベルの開発審議会として国家開発審議会があるほか、系統は異なるがコミュニティレベルに多数の開発委員会がある。

*注：文化的背景や人口等から、政府は全国を以下の8つの開発地域に区分している。

第1地域：Departamento de Guatemala

第2地域：Alta Verapaz、Baja Verapaz

第3地域：Zacapa、El Progreso、Izabal、Chiquimula

第4地域：Jutiapa、Jalapa、Santa Rosa

第5地域：Sacatepequez、Chimaltenango、Escuintla

第6地域：Quetzaltenango、San Marcos、Totonicapan、Solola、Suchitepequez、Retalhuleu

第7地域：El Quiche、Huehuetenango

第8地域：Petén

(2) 取り組み方針、将来の方向性（関心事等）

開発審議会制度はまだ法的根拠を持っていないとのことである。GTZ等はバハ・ベラパス県やアルタ・ベラパス県で地方開発審議会活性化のプロジェクトを実施しているが、全国的にみても、順調に機能している開発審議会はまだ少ないと思われる。しかしながら、地方開発審議会は、現在中央が推進している地方分権化の流れの中で地方行政の重要な担い手となることも期待されることから、今後はその制度をさらに良いものに強化していく必要がある。

(3) 所有情報

各レベルの開発審議会の話を聞くことで、地方行政の仕組み（意思決定プロセス、資金の流れ等）の概要は把握できよう。また、有能な事業実施主体を見極めるうえでも、複数の開発審議会よりヒアリングすることが重要であると思われる。

(4) 添付資料

開発審議会制度のしくみ

開発審議会制度

開発審議会のレベル <>内は議会数	メンバー構成	備考	資金の流れ	
<p>国家開発審議会 <1></p>	<p>本来は</p> <pre> graph TD A[共和国大統領] --> B[閣僚] A --> C[閣僚] A --> D[閣僚] A --> E[閣僚] </pre> <p>→しかし現状は→</p> <pre> graph TD F[大統領府官房部] </pre>		↓	
<p>地域開発審議会 <8></p>	<pre> graph TD G[地域コーディネーター] --> H[各県の各省代表者
(1名ずつ)] G --> I[各県の市代表者
(=市長)1名ずつ] G --> J[全てのNGOから
県代表者1名ずつ] G --> K[各政党代表者] G --> L[農業組合代表者] G --> M[グアテマラ軍代表者] G --> N[地方女性組織代表者] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 大統領府から指名された地域コーディネーターが主催する。 プロジェクトを審査するスーパーバイザーがいる。 	<p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">連帯基金</p> <p style="text-align: center;">=大統領府より委 譲されたファンド</p>	
<p>県開発審議会 <22></p>	<pre> graph TD O[県知事] --> P[技術ユニット] O --> Q[市開発審議会代表
(=市長)] O --> R[その他関係者] O --> S[技術グループ] O --> T[民間企業代表] P --> U[各省庁
出先機関代表] P --> V[ファンド
代表] P --> W[SEGEPLAN
代表] R --> X[組合代表] R --> Y[大学代表] R --> Z[NGO代表] S --> AA[Director] S --> AB[技術アシスタント] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 技術グループは建築土木の技術者で構成されており、コミュニティグループへの技術的支援の調整を行う。 	↓	
<p>市開発審議会 <330></p>	<pre> graph TD AC[市長] --> AD[市議会議員全員] AC --> AE[技術ユニット] AE --> AF[専門家] AE --> AG[大学生] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 技術ユニットを持っている市開発審議会は、10%ほどに過ぎない。常任幹部ではなく、関係のある時のみ出席するという位置付け。 下のレベルのコミュニティ開発審議会の代表は含まれない。市議会議員がコミュニティの意見を反映しているとのスタンス。 市長は選挙で選出される。 	<p>付加価値税の10%が直接、市(Municipio)に委譲される。</p>	<p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">市レベルで実施できないプロジェクトは、県レベルと地域レベルの開発審議会に申請できる。</p>
<p>コミュニティ開発委員会 <-></p>	<pre> graph TD AH[コミテ長] --> AI[コミテメンバー] AH --> AJ[コミテメンバー] AH --> AK[コミテメンバー] AH --> AL[コミテメンバー] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 開発審議会とは系統が異なる。 コミテは法人格を持っている。 技術が足りない場合、市審議会でもプロポーザルを作成する。 コミテ長は、県知事の許可を受けた者。 コミテのメンバーが書記や財務管理者になる。 		

資料：第6地域開発審議会とSEGEPLANでの聴取結果をもとに、調査団が作成

4 - 7 米国国際開発庁 (USAID)

(1) 農業部門における活動概要

1) BANRURAL法の制定に係る協力

中小規模農家への融資を目的として、1970年に国立農業開発銀行 (BANDESA) が設立されていたものの、財源の制約や融資条件が商業銀行と同様であったことから小農が融資を受けることは事実上かなりの困難を伴っていた。最も大きな問題は融資の際の担保の設定であり、商業銀行から融資を受ける際には、担保として登記された土地が必要である。

米国国際開発庁 (USAID : U.S. Agency for International Development) は、グアテマラ国政府がBANDESAをBANRURALへと機構改革する際に金融政策面及び資金提供の面からの協力を行った。

BANRURALの融資条件のうち、小規模農家にとって最大の利点は、登記された土地を有していない場合であっても、土地の所有状況 (長年の作付が行われている等) や本人の評判 (信頼性) をもとに短期の融資を受けることが可能であることである。BANRURALは1998年1月に「BANRURAL法」によりその存在に法的根拠を有することとなる等体制の強化が図られている。

2) 野菜等の栽培に係るUSAIDの留意点

ブロッコリー等を輪作なしに栽培する場合、病害虫の発生が増長し、農薬の使用量が增加する。その結果、農薬耐性の病害虫の発生が生じ、それらを防除するための農薬の散布回数及び投入量がさらに増加する。しかしながら、これでは残留農薬の問題が生じ農作物の輸出が難しくなる。特にブロッコリーでは鱗翅目害虫、冬インゲンではハモグリバエ類の被害が問題となった。

そこで、USAIDはIDB及びグアテマラ国政府等との協調のもと環境保護総合プログラム (Programa Integral de Proteccion Agricola y Ambiental : PIPA/A) を作成した (PIPA/Aの詳細は資料4 - 12「関係機関の概要」のAGEXPRONTの部分を参照)。

3) 灌漑整備に係るUSAIDの留意点

USAIDは、過去に野菜栽培のための灌漑整備の協力を行った実績があるが、その際の留意点は以下のとおりである。

水を引く際には、水量をどの程度確保できるかを考慮する必要がある。これは、作付けの途中で水の供給がストップすることは作物の枯死を意味するからである。

灌漑整備について、井戸やポンプの有償協力を行う際には、農業者が作物栽培によって融資額を返済することが可能かどうか見極める必要がある。返済が困難な場合、逆に

農業者を困惑させることとなる場合がある。

灌漑にスプリンクラーを使用した場合、相対湿度の上昇により細菌の増殖を引き起こす可能性がある。

* USAIDは過去に他地域においてマイクロクエンカに対する活動を行っているため参考となる知見を多く有している。

(2) 保健衛生部門における活動の概要

中部高原地域対象の保健医療のプロジェクトでは、主に妊産婦死亡の減少を目的としたマザープロジェクトがある。ヘルスポストの医療スタッフ、及びSIASの伝統助産婦や普及員に出産時のケアの仕方を訓練し、妊婦には健康管理や栄養補給を指導し、妊婦の感染症疾患が減少するなどの成果を上げている。プロジェクトは7年間実施され、同地域の妊婦死亡率は当時から比べて66%減少している。同プロジェクトはほぼ完了し、現在、本計画の対象4県とサンマルコス県の計5県を対象に、QAPプロジェクト(Quality Assurance Project)を実施している。SIASのスタッフの技術レベルが低く、また必要な設備が整っていないといった問題から、SIASが十分機能していない地域が多く、これらの地域のSIAS改善のために、スタッフの育成及びヘルスセンターやSIASへの医療器材供与を進めている。

このほか、ハリケーンで被害を受けた地域に保健医療の事業を進めている。マザープロジェクトは、東部地域でも始めている。

(3) 保健衛生部門の取り組み方針

開発の遅れた地域の保健医療の強化を重点に進める。そのためSIASの改善を主な活動にしている。

(4) 所有情報

対象4県の保健医療のプロジェクト経験から、地域の保健や衛生の状況や、マヤ先住民族の男女間の格差など農村社会に詳しいと思われる。

4 - 8 世界銀行(WB)

(1) 活動概要

世界銀行(以下、世銀)は、世界自然基金(以下、GEF)、グアテマラ国政府との協調融資で、中部高原地域における天然資源の持続可能な管理プロジェクトを実施する予定であり、その内容や範囲について1998年8月よりMAGA、天然資源委員会との間で協議を行ってきた。プロジェクトの概要は以下のとおり。

地 域：中部高原地域（チマルテナンゴ、ソロラ、エル・キチェ、トトニカパン、ケツアルテナンゴ、サン・マルコス、ウエウエテナンゴ）

テーマ： 主な流域における天然資源の生産的な管理・利用及び保全

貧困緩和の枠組みのなかでの天然資源の持続可能な管理(和平合意との整合性)

政 策： 農牧業分野における、相対的利点の競争力のある利点への転換、技術・インフラ・支援サービスへの民間投資の促進、公共サービス提供部門の地方分権化

意思決定や紛争解決における、ムニシピオやコミュニティへの地方分権化、公共部門の近代化、政府業務の地方分権化

潜在的要素：

生産性や天然資源の持続可能性を高めるため、農村のコミュニティに技術金融支援を行う（たとえば、木材利用の効率改善、農業の多様化、製品の開発、流通の強化等）

対象地域の実施主体（生産者組織、コミュニティ団体、NGO等）の能力向上、意思決定、業務手続き、企業能力の向上に関する現地のシステム（特に伝統的システム）の強化

地方分権的管理、計画、天然資源に関する紛争解決について、ムニシピオレベルの役割と能力の強化

(2) 取り組み方針、将来の方向性（関心事等）

政府よりもむしろNGO、民間組織、コミュニティと連携することの重要性を確信している。今後、政府を介さないということは不可能であるにしても、これら組織との協議を十分に重ねながらプロジェクトを実施する方針であることが窺えた。

(3) 所有情報

今回の訪問では、世銀は環境保全分野に関する情報やネットワークを多く有している印象を受けた。また、グアテマラ国における多くの経験を持っているほか、将来、中部高原地域における類似のプロジェクト実施を予定していることから、定期的に情報交換を行うことが重要である。社会開発担当より、何か質問事項、連絡事項等あれば気軽にコミュニケーションを取って欲しい旨、コメントがあった。

4 - 9 欧州連合（EU）

(1) 活動の概要

農村総合開発のプロジェクト^{注1}は、1980年代から実施しており、多くの経験を積んでいる。ソロラ県のアティトラン地域の開発がはじめて、学校、ヘルスポスト、上下水、農道などのインフラ整備のほか、アグロフォレストリー、小規模金融、中小企業の育成を開発のコンポ

ーネットにしている。

同プロジェクトでは、土地登記の問題があったことから、農民のグループに担保なしで融資したが、一部で返済が滞る問題があった。EUは融資のあり方など多くを学び、第2段階(変化を協調する意味で、この様に述べている)では、新たな取り組み方で進めている。それは、事業の透明性を保つために、グアテマラ国とEUから各1名コーディネクターを任命し、プロジェクトに関する決定は2名が参加し、署名も2名連名で行うこと、ミュニシピオと各省の県事務所と連携で作業を進めること、地域住民も決定に参加することである。第2段階でプロジェクトを実施しているのは、トトニカパン、ウエウエテナンゴ、キチェ、バハヴェラパス、アルタヴェラパス、スティテペケ、ケツアルテナンゴ(一部の地域)の県で、コンポーネントは、基本的にアティトランのプロジェクトと同じである。現在実施中のプロジェクト事業費は、4年間1フェーズで、1プロジェクト当たり800万ドルから1,600万ドルである。

無償援助や緊急援助も実施しており、無償援助は、教育分野に2,000万ドル、保健医療分野に1,400万ドル、国家警察機構強化に3,300万ドルの事業を推進中で、緊急援助では、昨年のハリケーンの影響を受けた地域に、2.5億ドルの緊急支援を行っている。

(2) 取り組み方針、将来の方向性(関心事等)

NGOが開発の重要な役割を担う可能性があると感じており、クレジット、改良カマドや植林プロジェクトはNGOと直接契約し実施している。内戦の影響で村のリーダーは力をなくし、住民組織は弱体化しているが、NGOはプロジェクトを通じて力を付けており、NGOが住民のまとめ役になりつつある。農村総合開発の第3段階の進め方は、まだ未定だが、ローカルが中心になるのでは、との説明もあった。

(3) 所有情報

PRODETOTO(トトニカパン県農村総合開発)を推進しており、同県の情報を数多く保有している。PRODETOTOの事業概要や、最近行ったサンタ・ラ・リフォルマの実態調査の資料は、EUの農村総合開発の取り組み方や地域事情を知るのに適している。また、GISや同県の実態調査の資料も、有益と思われる。EUの中米支部(在エルサルバドル)が中心になって、農村総合開発のワークショップを開催しているが、同ワークショップの資料(未入手)が参考になると考えられる。

(1) 添付資料

訪問メモ - EUプロジェクト(PRODETOTO)事務所

注1 EUの農村総合開発のプロジェクトは、ALA農村総合開発計画で表示されることもある。

4 - 10 和平基金 (FONAPAZ)

(1) 活動概要

FONAPAZは国の和平基金として1991年6月28日に、政府協定408-91号に基づき設立された。1992年に定款を作り、西部地域の10県（全国は22県）を対象地域として活動している。地方事務所は14か所開設している。

目的は、難民、送還民、定住民及び内戦の影響を受けた住民グループに直接対処する社会基盤である道路、橋、電気、通信、住宅、農業生産などの整備事業の指導、計画、実行、調整、監督を行うことである。

資金は、WB、IDBをはじめ、日本、ドイツ、EU、台湾などからの支援を受けており約4.5億ドルにもなっている。プロジェクトの実施は増加傾向にあり、0.95億ケツァール('95)が11億ケツァール('99)になっている。また、同時進行しているプロジェクト数は前政権(約150件)に比べ現政権では約2,000件が実施されている。

(2) 取り組み方針、将来の方向性(関心事等)

申請手続きは国家予算とは独立した基金として活用されていることから、国家予算におけるものに比べて比較的短期間で済むことが大きな特徴のひとつである。申請から最終的な実施決定が下りるまで、最短2か月程度である。申請プロジェクトは、コミュニティレベルでの優先度を考慮して選定することが基本的前提であり、それを受けて所定の手続きが開始される。

プロジェクトは参加型開発を基本としており、たとえば水プロジェクトの場合、対象コミュニティは労務や工事機械油などの提供を行い、FONAPAZ側は住居や食料などの提供をするようになっている。

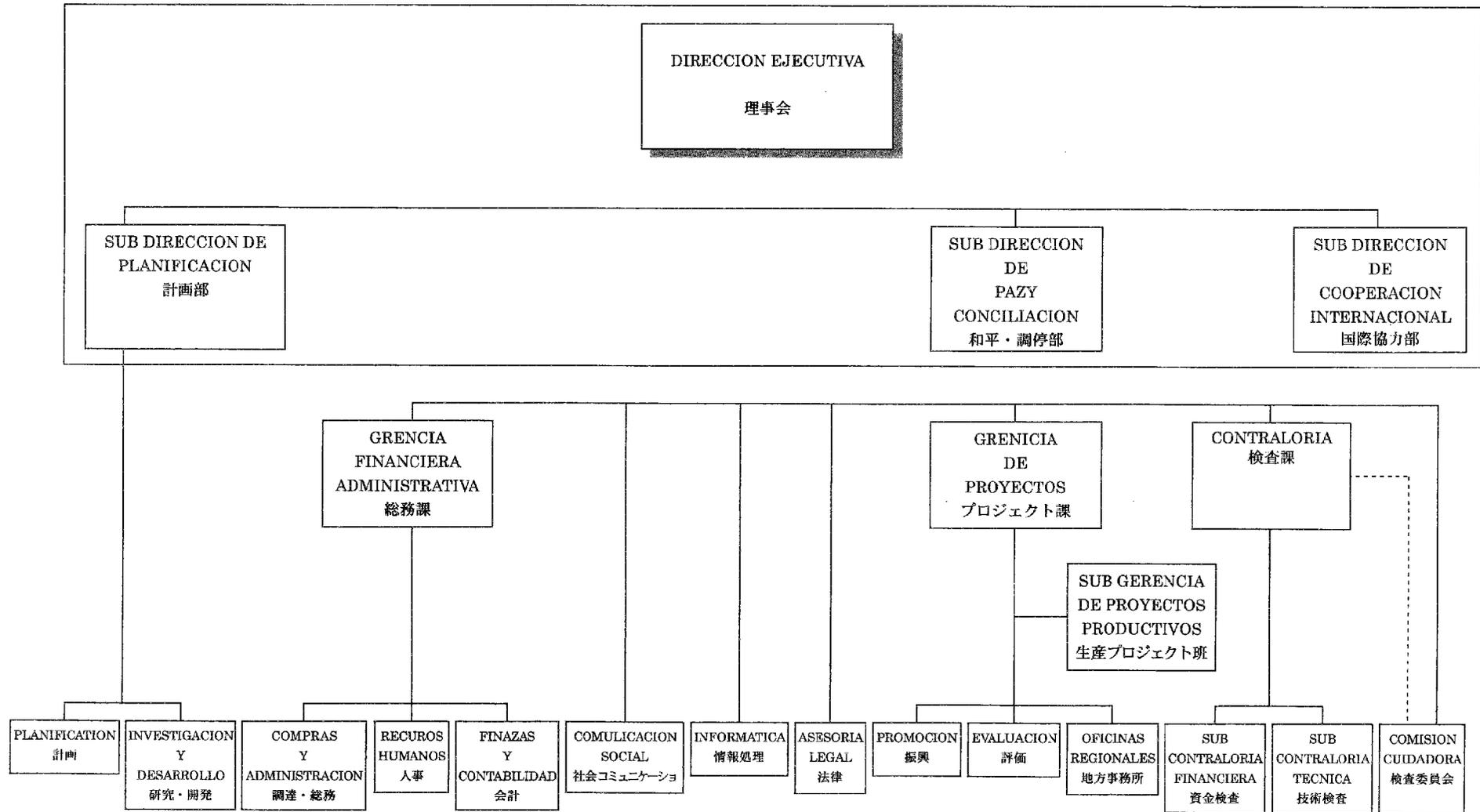
各基金の役割分担が進みつつあり、FISは学校、保健分野を、FONAPAZは土木、電気通信分野及び生産性のあるプロジェクトを中心に行っていく傾向にある。

現状では、FONAPAZとしては内戦後の緊急対策という位置づけではなく、より総合的な総合開発が必要であると認識しており、農業生産上では灌漑整備、資金融資などが重要と考えている。昨年、新たな信託基金を設立し、ラジオ、自転車、コミュニティの信用などを担保とした融資が可能な仕組みを作っており、2000年から実施する予定である。

(3) 所有事項

申請などの手続きマニュアルをドキュメントとして整備している(全部で約10冊)。

ORGANIGRAMA
FONAPAZ



4 - 11 社会投資基金 (FIS)

(1) 活動概要

社会投資基金 (FIS) は、1993年に議会で承認し設立された、農村地域の貧困層に係る生活環境改善事業に対して所定の手続きに基づき投資を実施する機関である。事業は社会インフラ (道路、橋、水道など) の整備、生産施設 (灌漑設備、集出荷施設、研修施設など) の建設、環境改善 (改良カマド、植林など) に係る普及などを対象とし、啓蒙、教育、技術支援などを通じて投資による地域の自立を目的としている。本部 (グアテマラシティ) 以外に地方事務所も開設し、コミュニティ側からの申請及び技術相談の窓口を設けて支援の便宜を図っている。FISの資金源は、グアテマラ国政府以外に世界銀行、IDB、OECFからの援助を受けており、1998年8月までの資金総額は約9,000万ドルとなっている。

灌漑施設の整備や集出荷施設の建設のようなプロジェクトの場合、個人ではなくグループによる申請が原則で、所定様式の申請書類に記入するとともに土地登記証明などが必要である。申請後の一般的手続きは、書類の審査・評価、計画策定の調査、対象地域との協議、財務分析、工事契約、施工監理、引渡しとなっている。対象コミュニティは、事業費の10～15%の自己負担金が必要であるが、実際には支払いが難しいことが多いため労務 (資材運搬、土木工事など) の提供で代替される場合が多い。環境保全に関するプロジェクトは、廃棄物処理、改良カマド普及、植林などがあり、生産性向上に関するものより優先順位は低くみられるが、環境保全の重要性をかんがみると有意義であるため積極的に進めていきたい意向がある。

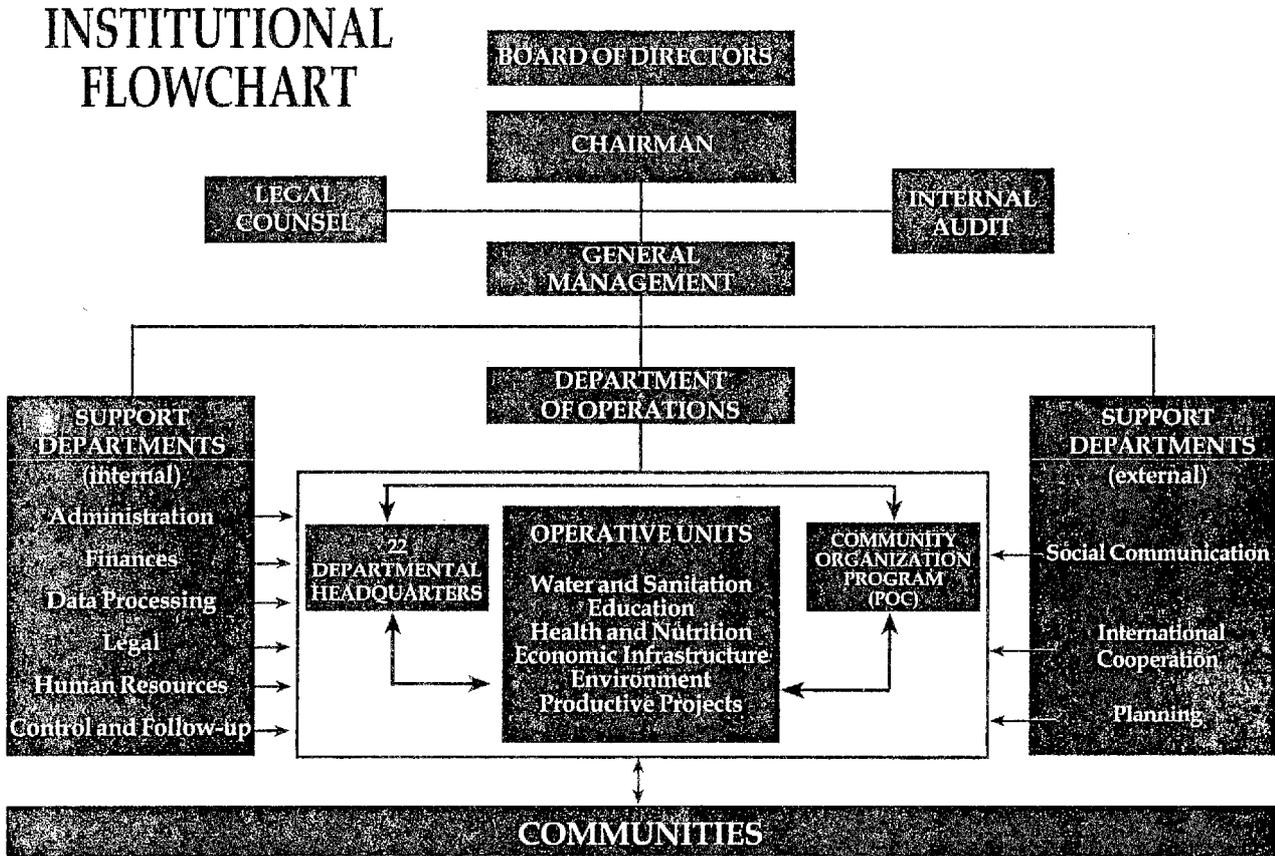
(2) 取り組み方針、将来の方向性 (関心事等)

FISは、啓蒙などを通じた地域住民の参加型開発を進めること、女性参加の機会を拡大すること (プロジェクト申請するグループに対して2～3名の女性参加を指導) などに取り組んでいる。また、学校以外に識字教室や図書館などのプロジェクトをはじめ、社会インフラだけでなくコミュニティの組織化や啓蒙、プロジェクトの実施前・中・後の三段階での啓蒙にも重点を置いている。FISはコミュニティからの要請主義が原則であるため、プロジェクトの構想段階での事前協議は、FISの考えを反映させて手続きを円滑に進めるうえで重要である。

(3) 所有情報

FIS法、申請様式一式、貧困分析、非融資プロジェクトリスト、学校・トイレ・水道・改良カマドなどに関する標準仕様図などの情報が整備されており、本事前調査でも資料の一部を入手している。そのため、プロジェクト内容に関してFISと意見交換することは、参考になる情報を得ることができると思われる。

(4) 添付資料
組織図



社会投資基金(FIS)の組織図

4 - 12 非伝統的輸出産物同業者組合（AGEXPRONT）

(1) 活動概要

AGEXPRONTは、1982年に非伝統的輸出産物の国際競争力を高めるために設立された非営利団体であり、農産物のみでなく、衣服、布地の手細工品、エビ等、家内手工業製品及び木細工品の6種類について輸出振興を行っている。このうち、農産物については、野菜類等を輸出する意向のある農家との契約栽培を行うとともに、農業及び環境保護総合プログラム（Programa Integral de Proteccion Agricola y Ambiental：PIPA/A）等による技術支援を行っている。PIPA/Aは政府と民間の共同出資プログラムであり、作成にあたっては、USAID及びIDBが技術面あるいは資金面の協力を行った。PIPA/Aは1991年に冬インゲンの米国への輸出が農薬残留（殺菌剤）が検出されたために禁止されたことを受けて発足したものである。具体的な支援は、BPM（Good Manufacture Practice）、IPM（Integrated Pest Management：IPM）、HACCP、ISO9000、ISO14000等に関するトレーニングである。また、AGEXPRONTは、国内市場向け野菜類等栽培農家に対しても中米開発銀行（IDB）との共同出資による技術支援のプロジェクトを有している。

AGEXPRONTによるPIPA/Aの指導事例

ラズベリーは1996年に輸出用のものからコクシディウム（原虫の一種）が発見され、米国への輸出が一時禁止された経緯があることから、生果実については、APEXPRONTの検査員の指導により、非常に厳しい衛生管理がなされている。今回調査に訪れた農家（規模が20ha程度でラズベリーの生産・出荷を行っている小規模の会社（MAYA CROPS, S.A.）は、ラズベリー生果の輸出を行っており、APEXPRONTと提携を行っていた。

ラズベリーの摘み取りは雇用（主に女性）により対応している。雇用人は爪の伸びをチェックし、消毒液を手に噴霧したうえで摘み取り作業に入る。また、集出荷施設へ入る際には、消毒液を含ませた布のうえで靴を消毒し、手を腕まで石鹼水で洗ったうえで、白衣と防塵キャップを身に付けることが義務づけられている。これらの衛生管理については、APEXPRONTの検査員が定期的に訪問し指導を行っている。

(2) 取り組み方針、将来の方向性

AGEXPRONTによる支援のほとんどすべては輸出用農産物の栽培農家に限定される。さらに、国内市場向け野菜類等栽培農家に対するIDBとの共同出資による技術支援も、これらの農家が将来的に輸出農産物の供給源になると判断される場合に限定されるものである。APEXPRONTは小規模農家のなかでも特にある程度のロット数を確保することのできる農家を対象としており、零細農家を対象としていない。逆にいえば、零細農家であっても、将来

的にこれらの組織化と併せて輸出農産物用の集出荷施設を整備することになれば、AGEXPRONTの支援を期待できる。

(3) 所有情報

AGEXPRONTはIPM、HACCP等について高度な技術力を有し、また、海外の農産物情報についても非常に詳しい。職員の数名（少なくとも1人）に対してはMAGAから給与が支払われていることやPIPA/AによるIPMトレーニングがMAGAとAGEXPRONTの連携により行われていることが示すように、AGEXPRONTは農産物の輸出を重要視するMAGAにとっても非常に重要な組織といえる。

また、地方駐在の農業アドバイザーを有しているため、本格調査時の現地調査では、MAGAを通してAGEXPRONTに協力を依頼することは有意義であろう。ただし、彼らの関心の農家は輸出農産物の栽培農家あるいはそのポテンシャルを有すると考えられる農家のみであることに留意する必要がある。

その他、USAIDによれば、AGEXPRONTはIPMに係るマニュアルを有しているとのことであり、入手することができる（ICTAからも入手可能）。

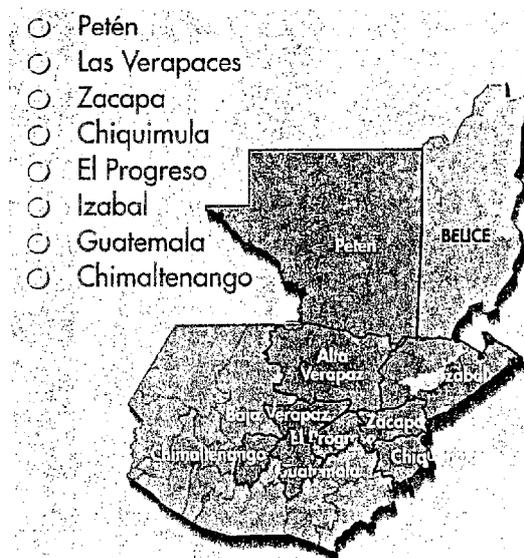
資料5. 参考資料

5-1 森林関連プロジェクト

(1) PINFOR (Programa de Incentivos Forestales)

PINFORは、森林のなくなった場所を積極的に植林していくために奨励金を出すことで土地所有者にインセンティブを与えるプロジェクトである。INABと大蔵省MINFINとの共同で1997年から実施しており、財源は国家歳入の1%を上限とし、1999年では約4,000万ケツァールの支出が見込まれている。

INABが全国を対象に定めた森林保全地域内において土地を所有する者または団体（農家、村、組合など）が、「植林計画」または「自然林管理計画」を計画申請した場合に、一定条件を満足して、かつ実施後に森林保全への有効性が審査・確認されると一律に定められた金額（12,300ケツァール/ha）が支給されるようになっている。重点地域は森林の減少が著しい地域として次図に示す8県が定められており、対象地域ではチマルテナンゴ県が指定されている。しかしながら、特に重点地域のみが優先して奨励金の申請を受け付けられているわけではなく、全国で実施されている。



PINFORプロジェクト重点地域
出典：「PINFOR」(1997)

申請は、対象面積20,000m²以上であり、書類として土地登記証明、植林及び維持管理計画、土地利用計画の提出が必要で、受付は毎年3月末締切となっている。なお、植林計画を策定する場合、申請者自ら民間コンサルタント（森林専門家）などと契約（約1,200ケツァール程度）して樹種、植付方法、維持管理方法などを検討する必要がある、事前投資が若干必要である。提出された植林計画に関する申請書は、その内容をINAB県事務所の技術員が審査し、

承認された場合には、農村開発銀行BUNDURAL (Banco de Desarrollo Rural) から年 1 回に限って事前準備金の70%までの融資を受けられる便宜も図っている。

「植林計画」の場合、支給金額は申請書類受理後に5,000ケツァール/ha、植林実施以降における計画実施状況、病気発生状況、森林火災防止対策状況などの年次審査 (5 年間まで) 後に2,100ケツァール/ha (1 年後)、1,800ケツァール/ha (2 年後)、1,400ケツァール/ha (3 年後)、1,200ケツァール/ha (4 年後)、800ケツァール/ha (5 年後) となっている。

第 地域で植林が実施及び予定されている総面積は、1998年が86ha、1999年が174ha、2000年が304haであり、年々増加傾向にある。植林対象の樹種は、マツ (*Pinus Rudis* など)、スギ (*Presv Brioss* など) の針葉樹が多く、他にはグアテマラ固有種 (*Abies guatemalensis Redher*) などがある。

参考として、第 地域におけるPINFORによる植林計画 (1998年) を次表に示す。

第 地域におけるPINFORによる植林計画 (1998年)

プロジェクト名	位置	面積 (ha)	樹木	金額 (ケツァール)
サンホヤン	ケツアルテナンゴ県ツウニル地区	5.30	マツ、スギ、モミ	26,500
ロマデチョシクス	ケツアルテナンゴ県ツウニル地区	4.00	マツ、スギ	20,000
ケラジョ	ケツアルテナンゴ県サンホセラヴィーニャ地区	2.17	マツ、スギ	10,850
サントパトロシニア	ケツアルテナンゴ県サンカルロスシジャ地区	4.00	マツ、スギ、モミ	20,000
ロスパツウス	ケツアルテナンゴ県サンマーチンサック地区	4.50	マツ、スギ、ユーカリ	22,500
パヨツツァ	ソロラ県サンホアンララゲーナ地区	6.16	マツ、スギ、ハンノキ	30,800
チクシス	ソロラ県サンタカタリーナイクス地区	7.58	スギ	37,900
モニカイヴオンネ	ソロラ県サンティアゴアティトラン地区	30.00	ヴォラドル	150,000

注) INAB資料より

(2) BOSCOM (Proyecto de Fortalecimiento Forestal, Municipal y Comunal)

BOSCOMは、コミュニティとムニシピオがそれぞれの役割を担いながら協力しあって森林管理を進めていくプロジェクトである。トトニカパン県ではトトニカパン市内にあるパルシャイリダッドバクイアックスというコミュニティにて仕組みが整いつつある。チマルテナンゴ県はテクパン地区及びパツーン地区のムニシピオで準備中であり、ソロラ県及びケツアルテナンゴ県では一部ムニシピオに森林関係を担当する行政担当組織ができています。

(3) PROCAFOR (Programa Regional Forestal para Centroamerica)

PROCAFORについては、フィンランド国の協力で1992年から始まった針葉樹林対象の森林管理プログラムである。1999年からフェーズ に入っており、国内で唯一チマルテナンゴ県

サンルイスピノペケテ地区の対象面積45haがモデル林地として選定され、実証試験が始まる予定である。その他には、プログラムのなかで、NGO（FUNDAPなど）による森林管理に関する啓蒙活動がケツアルテナンゴ県、ソロラ県及びチマルテナンゴ県で行われているがモデル林地には選定されていない。

5-2 主な環境関連プロジェクト

主な環境関連プロジェクト

対象	実施主体/名称	概要
森林 保全	MAGA(INAB)/PINFORプロジェクト	国全域を対象に、土地所有者が植林を実施する場合の奨励金支給制度で植林へのインセンティブを与えている。対象地域でも広く行われている。
	MAGA(INAB)/PROCAFORプロジェクト	フィンランド国の協力で、針葉樹林に対する森林管理計画を策定するもので、一部地域(チマルテナンゴ県)がモデル地域に選定され実証試験が行われる計画である。
	MAGA(ICTA)/ピナベッテ植林基礎研究*	トトニカパン県周辺で、絶滅危機にあるモミノキを植林するため、土壌条件や植林方法の基礎研究を実施している。<JOCV活動あり>
	CONAP/アティトラン湖周辺自然保護計画の策定*	ソロラ県のアティトラン湖周辺で、自然保護を考慮した土地利用計画を策定し、森林保護・開発規制・多目的利用などに関するゾーン設定する計画（8月から開始予定）である。
	EU/PRODETOTOプロジェクト	トトニカパン県内で、農村総合開発プロジェクトを実施しており、アグロフォレストリーの実施、森林域の持続的保全を目指した観光用民芸品製作やビジターセンター建設への技術支援、地理情報システムによる自然環境保全上の基礎情報整備（土壌侵食危険図作成）などを行っている。<JOCV活動あり>
	NGOレウチェファ(水・土・緑を守る会)/水源涵養林保護*	トトニカパン県内にある水源涵養林を対象に、保護監視活動とともに観光資源としてエコツーリズムに必要な施設建設や観光民芸品の開発などを行っている。<JOCV活動あり>
	アクアラNGO協会/改良カマドの普及*	チマルテナンゴ県内で、カマドの燃焼効率を向上させて薪の使用量を減少(ヒアリングでは1/3)させるため、一部の希望農家へ改良カマドを無償提供している。<JOCV活動あり>
農業 使用	ICTA/農業適正使用の啓蒙*	ICTA（チマルテナンゴ県）支所で、農民を対象に適正な農業使用に係る普及啓蒙を行っている。
廃棄物 処理	FOGUAMA/廃棄物処理計画の策定*	ソロラ県及びケツアルテナンゴ県の一部地域で、都市域で発生する生活系廃棄物の処理計画を策定している。
地下水 汚染	FAO/地下水汚染実態調査*	ケツアルテナンゴ県（アルモロンガ川周辺）で、農業肥料の大量散布に伴う地下水汚染の実態調査をサンカルロス大学工学部などの協力の下で実施している。
その他	フアンNGO協会/住民参加型農村開発*	トトニカパン県内で、衛生教育（ゴミの捨て方、手の洗い方）、植林、自然保護、識字教育、民芸品製作などを住民参加型で実施している。

注) *正式プロジェクト名称不明

5 - 3 環境アセスメント手続き

(1) 概要

環境アセスメントの手続きは、実施細則(Reglamento Sobre Estudios de Evaluacion de Impacto Ambiental,1998)に対象事業、評価項目、評価書構成などが記載されており、これに準じて事業者は評価書（大規模な開発の場合）または環境配慮書（小規模な開発）を次表に示す内容で作成し、CONAMAへ提出するようになっている。なお、実施計画書をあらかじめ作成し、事前協議する仕組みにはなっていない。

(2) 対象事業

環境アセスメントを必要とする事業の種類は、農林水産業、鉱山開発、石油開発、工業関連施設、電力開発、水資源開発、天然ガス開発、建設工事、環境衛生施設、運輸交通施設などが対象となっている。このうち農林水産業については、遺伝子改変プロジェクト、商業的な狩猟行為、エビ養殖、屠殺場建設、漁港施設建設などに関するものである。

環境影響評価の概要

	環境配慮書の提出が必要な場合	環境影響評価書の提出が必要な場合
対象事業	農林水産業、工業関連施設、電力開発、天然ガス開発、建設工事、環境衛生施設、運輸交通施設、修理整備工事、上水道建設のうち、一定規模以下のもの * 農林水産業は、林業、木工産業、エビ以外の養殖、植物遺伝子改変プロジェクト、自然保護区管理計画など	農林水産業、鉱山開発、石油開発、工業関連施設、電力開発、水資源開発、天然ガス開発、建設工事、環境衛生施設、運輸交通施設のうち、大規模なもの。 * 農林水産業は、動物遺伝子改変プロジェクト、商業的な狩猟行為、エビ養殖、屠殺場建設、漁港施設建設など
必要事項	地域概況、工事概要、事業内容、環境影響（水質汚濁、大気汚染、廃棄物など）、環境保全計画など	地域概況、基礎データ、事業内容、環境影響地域、環境影響（水質汚濁、大気汚染、廃棄物など）の内容、代替案の比較分析、環境保全計画、環境モニタリング計画、環境情報源一覧、調査実施機関と担当者など

資料：「Reglamento Sobre Estudios de Evaluacion de Impacto Ambiental」(1998)

(3) 審査手続

CONAMAへ提出された評価書は環境評価部の専門家によって内容が審査され、承認、却下、条件付承認（追記事項を指導）が判断されるようになっている。環境評価部で承認されると、CTAの全体会合の場で最終承認が下されるようになっている。既存事例（鉱山開発、道路建設、石油掘削、殺虫剤工場建設など）によると、追記事項の指導などはほとんどなく、おおむね1回で承認される場合が多いとのことである。

(4) 住民意見

住民意見は、約1か月間の評価書縦覧の期間中（ただし、土日は休み）に、環境評価部で評価書を閲覧したうえでCONAMAへ意見書提出して集められる仕組みになっている。なお、あらかじめ新聞広告に事業者側が縦覧予定を広報し、関心ある住民への情報提供の便宜を図っているが、住民自身の関心は低いため全般的に意見書提出は少ないとのことである。

(5) その他

評価書は3～5部の提出が規定されており、これまで約500件のプロジェクトに関する評価書が提出されている。評価書の作成は経済企画庁SEGEPLAN（Secretaria General del Consejo Nacional de Planificacion Economica）へ登録（年間登録料350ケツァール）している個人や会社（約300社）などが、委託業務として3～4か月間の期間で実施し、委託金額はおおむね4,000～50,000ケツァール程度が相場である。

5 - 4 果樹栽培促進計画（PROFRUTA）

(1) 活動概要

1) 概要

ICTAの敷地内にはMAGAのプロジェクト・国際協力局管轄下のプロジェクトである果樹栽培促進計画（PROFRUTA）の加工施設がある。これは、加工により、余剰分、品質基準に達しない農産物を利用することを目的としている。

MAGAの機構改革により、現在の職員は4人のみである（農産加工チーフ1人、技術員3人）。MAGAのプロジェクトとして農産加工を支援している部署は国内でこのみである

2) 研修内容

小・中規模の農家・企業を対象に、缶・ビン詰、乾燥製品、ネクター、マーマレード、ピクルス、砂糖漬け、塩漬け等についてトレーニング、研究等を行っている。また、必要に応じて製品の承認も行っている。

流通関係についても、経営、会計、財務、マーケティング等について、他組織との連携によりトレーニングを開始している。流通関係のトレーニングは現在は導入段階である。また、大学生に対しても実費の農産物加工研修を行っている。研修経費については、出張対応する場合には以前はPROFRUTAが職員の出張経費をすべて支払っていたが、機構改革後は研修費、職員の日当、燃料費については研修の受け手である農家・企業の負担となっている。

3) その他（移動工場）

PROFRUTAには、この他、移動加工工場がある（トレーラーに乗せて移動し、缶詰、ジュ

ス等を作れる)。これは、イタリア政府から無償贈与されたものである。現在、メンテナンス経費がかさむために稼動していないが、従来は農産加工のプロモーションのために使用しており、まず、デモンストレーションでさまざまな加工品を作り、消費者や生産者の関心をみるといった試行をしていた。

なお、利用グループのほとんどは女性グループであった。

(2) 所有情報等

PROFRUTAについても、他のMAGAの所管機関と同様に機構改革によって今後の人員数がどう変動するかは未定である。しかしながら、農産物加工についてのノウハウの蓄積があること、農産物加工の支援部署としては国内唯一であること、及び農産物加工の支援は女性グループの活動の支援に繋がることから、マイクロクエンカの開発において、農産物加工施設の整備と併せてPROFRUTAといかに連携するかを検討することは必要であろう。

資料6 . 主な収集資料リスト

資料リスト (収集資料 / 専門家作成資料)

主管部長	文書管理課長	主管課長	情報管理課長	技術情報課長	図書館受入日

プロジェクトID	調査団番号	A-99-00803	担当者	丸山鈴香			
地域	中米	調査団名	グアテマラ国中部高原地域貧困緩和持続的農業開発計画	調査の種類	事前調査	担当部課	農業開発調査課

番号	資料の名称	形態(図書、ビデオ、地図、写真等)	収集資料	専門家作成資料	JICA作成資料	テキスト	発行機関	取扱区分	図書館記入欄
< 農業 >									
A1	COSTO DE PRODUCTION TEMPORADA 1997-98	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
A2	ESTADISTICAS SOBRE EL CULTIVO DE LA CEBOLLA	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
A3	ICTA関連資料	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
A4	UNIDAD de Políticas e Informacion Estrategica (Precios)	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
A5	ESTADISTICAS de PRODUCCION	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
A6	AREA INFORMACION	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
A7	ASOCIACION GREMIAL DE EXPORTACIONES DE PRODUCTOS NO TRADICIONALES	複写	*				AGEXPLANT	JR・CR()・SC	
A8	EU ロジェクトリスト	複写	*				EU代表部	JR・CR()・SC	
A9	Land Use 等	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
A10	Caracterizacion de la Produccion Agricola	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
< 農業生産基盤 >									
B1	PROGRAMA DE DESARROLLO INTEGRAL EN AREAS CON POTENCIAL DE RIEGO Y DRENAJE (国家灌漑整備計画)	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
B2	CAPACITACION PARA EL DESARROLLO DE LA MICRO, REQUENA Y MEDIANA EMPRESA AGROINDUSTRIAL	ハソレット	*				PROFRUTA	JR・CR()・SC	
B3	EL MANEJO DE CUENCAS EN EL PROYECTO DE DESARROLLO AGRICOLA DE GUATEMALA (流域管理計画書)	複写	*				USAID	JR・CR()・SC	
B4	EVALUACION DE MEDIO TERMINO DEL PROYECTO MICROCUENCA (小流域総合管理事業評価書)	複写	*				USAID/ECODESARROLLO	JR・CR()・SC	
B5	ESTUDIO BASIC DEL ALTIPLANO OCCIDENTAL DE GUATEMALA	複写	*				PNUD/MINUGUA	JR・CR()・SC	
B6	PROGRAMA DE DESARROLLO RURAL DEL DEPARTAMENTO DE TOTONICAPAN DEPARTAMENTO AGROPECUARIO RR.NN.DIAGNOSTICO GENERAL DE LAS COMUNIDADES ATENDIDAS POR EL PROYECTO PRODETOTO	複写	*				EQUIPO DE EXTENSION SANTA LUCIA LA REFORMA	JR・CR()・SC	
B7	Plan de Desarrollo para Caminos en el Area Rural 2,000-2,003	複写	*				CAMINOS	JR・CR()・SC	
B8	REGLAMENTO PARA EL CONTROL DE PESOS Y DIMENSIONES DE VEHICULOS AUTOMOTORES Y SUS COMBINACIONES	図書	*				DIRECCION GENERAL DE CAMINOS	JR・CR()・SC	
B9	Caracterizacion de la Produccion Agropecuaria	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
B10	Caracterizacion de la Productos Agropecuarios	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
B11	ASOCIACION GREMIAL DE EXPORTADORES DE PRODUCTOS NO TRADICIONALES	複写	*				AGEXPRONT	JR・CR()・SC	
B12	SITUACION DE LOS MINI-RIEGOS DE TOTONICAPAN	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	
B13	Sistema de Informacion Estrategica Agropecuaria	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC	

B14	ASOCIACION NACIONAL DE PRODUCTORES DE FRUTALES DECIDUOS	パンフレット	*				ANAPDE	JR・CR()・SC
B15	FRUTICULTURA Opciones para invertir ...	パンフレット	*				PROFRUTA/MAGA	JR・CR()・SC
B16	PROGRAMACION DE MANTENIMIENTO DE LA RED VIAL DE: TERRACERIA, CAMINOS RURALES Y CONSTRUCCION DE CAMINOS RURALES, PARA 1999	複写	*				DIRECCION GRNERAL DE CAMINOS	JR・CR()・SC
B17	LONGITUD DE LA RED VIAL DE LA REPUBLICA DE GUATEMALA SEGUN CLASIFICACION Y TIPO DE RODADURA POR DEPARTAMENTO AÑO 1,998	複写	*				DIRECCION GRNERAL DE CAMINOS	JR・CR()・SC
B18	MAPA CAMINOS, DEPARTAMENTO DE TOTONICAPAN	複写	*				EU	JR・CR()・SC
B19	MAPA Caminos y Limite de Cuenca del Departamento de Totonicapan	複写	*				EU	JR・CR()・SC
B20	MAPA DE LA REPUBLICA DE GUATEMALA LOCALIZACION DE LAS ZONAS VIALES	複写	*				CAMINOS	JR・CR()・SC
B21	ESTRATEGIA AL AÑO 2020 PRODUCTOS AGRICOLAS NO TRADICIONALES	図書	*				AGEXPRONT/RUTA/FAO	JR・CR()・SC
B22	TERMINOS DE REFERENCIA CONTRATACION DE LOS SERVICIOS DE CONSULTORIA PARA EL PROYECTO ASISTENCIA TECNICA Y GENERACION DE INFORMACION	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
	< 環境政策 >							
C1	LEY DE PROTECCION Y MEJORAMIENTO DEL MEDIO AMBIENTE (環境保護法)	図書	*				CONAMA (国家環境委員会)	JR・CR()・SC
C2	REGLAMENTO INTERNO TECNICO ADMINISTRATIVO DE LA COMISION NACIONAL DEL MEDIO AMBIENTE	複写	*				CONAMA (国家環境委員会)	JR・CR()・SC
C3	REGLAMENTO SOBRE ESTUDIOS DE EVALUACION DE IMPACTO AMBIENTAL, 1998 (環境影響評価規則)	複写	*				CONAMA (国家環境委員会)	JR・CR()・SC
C4	DOCUMENTO BASE DEL PLAN DE ACCION AMBIENTAL, 1995 (環境行動計画指針)	複写	*				CONAMA (国家環境委員会)	JR・CR()・SC
C5	PLAN DE ACCION AMBIENTAL, 1995 (環境行動計画)	複写	*				CONAMA (国家環境委員会)	JR・CR()・SC
C6	MONOGRAFIA AMBIENTAL REGION CENTRAL, 1993	複写	*				ASIES	JR・CR()・SC
C7	MONOGRAFIA AMBIENTAL REGION SUR-OCCIDENTE, 1993	複写	*				ASIES	JR・CR()・SC
C8	ESTRATEGIA NACIONAL PARA LA CONSERVACION Y USO SOSTENIBLE DE LA BIODIVERSIDAD	複写	*				CONAMA (国家環境委員会)	JR・CR()・SC
C9	CAMBIO CLIMATICO Y EFECTO INVERNADERO	複写	*				UNDP/CONAMA (国家環境委員会)	JR・CR()・SC
C10	トトニカパン県バスターミナル移転計画に関する環境影響概説	複写	*				CONAMA (国家環境委員会)	JR・CR()・SC
C11	FONDO PARA LA PROTECCION Y MEJORAMIENTO DEL MEDIO AMBIENTE	複写	*				FOGUAMA (国家環境基金)	JR・CR()・SC
	< 森林保全 >							
D1	LEY FORESTAL (森林法)	図書	*				GTZ	JR・CR()・SC
D2	COBERTURA FORESTAL DE GUATEMALA (森林区分図)	複写	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D3	INABパンフレット	パンフレット	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D4	PROGRAMA DE INCENTIVOS FORESTALES PINFOR	パンフレット	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D5	PROGRAMA REGIONAL FORESTALE PARA CENTROAMERICA (PROCAFOR)	パンフレット	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D6	Guatemala, Bosque y Comunidad	パンフレット	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D7	PROCEDIMIENTO PARA LA MEJOR REALIZACION DE ROZAS (焼畑方法)	パンフレット	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D8	GUIA PARA EL USUARIO NO1 (REQUISITOS DE INGRESO AL SUB PROGRAMA DE INCENTIVOS FORESTALES)	パンフレット	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D9	INAB/CINFORパンフレット	パンフレット	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D10	SUB-PROGRAMA DE INCENTIVOS FORESTALES-SPINFOR-PROYECTOS INCENTIVADOS EN 1998	複写	*				INAB (QUETZALTENANGO)	JR・CR()・SC
D11	PLANTACIONES VOLUNTARIAS (森林伐採許可)	複写	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D12	PLANES DE MANEJO(植林計画)	複写	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC

D13	REGISTRO NACIONAL FORESTAL EMPRESAS EXPORTADORAS E IMPORTADORAS E PRODUCTOS Y SUBPRODUCTOS FORESTALES INSCRITAS	複写	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D14	LISTADO DE EMPRESAS FORESTALES INSCRITAS EN EL REGISTRO NACIONAL FORESTAL	複写	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D15	LISTADO DE ASERRADEROS E INDUSTRIAS FOREST/INSCRITOS AL 20 DE JULIO DE 1998 EN EL REGISTRO NACIONAL FORESTAL EN EL DEPARTAMENTO DE GUATEMALA	複写	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D16	FORESTAL (NUMERO4,ANO)	パンフレット	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D17	PRECIOS DE PRODUCTOS Y SERVICIOS FORESTALES,1999	複写	*				INAB (林野庁)	JR・CR()・SC
D18	SOBRE ADMINISTRACION DE LOS RECURSOS NATURALES EN LAS MUNICIPALIDADES , 1999	図書	*				GTZ	JR・CR()・SC
D19	SELECCION DE ESPECIES MADERABLES PROMISORIAS Y DETERMINACION DEL POTENCIAL DEL RECURSO FORESTAL EN PETEN , 1998	図書	*				GTZ	JR・CR()・SC
D20	MODELO MUNICIPAL PARA EL MANEJO SOSTENIBLE DE LOS RECURSOS NATURALES EN PETEN , 1998	図書	*				GTZ	JR・CR()・SC
D21	LOS BOSQUES DE TONICAPANN	複写	*				GREENPEACE	JR・CR()・SC
	<自然保護>							
E1	LEY DE AREAS PROTEGIDAS (保護区法)	複写	*				IDEADS,PNUD	JR・CR()・SC
E2	CONAPパンフレット	パンフレット	*				CONAP (国家自然保護審議会)	JR・CR()・SC
E3	MEMORIA DE LABORES , 1998	複写	*				CONAP (国家自然保護審議会)	JR・CR()・SC
E4	BASES DE LICITACION UNIDAD DE MANEJO INDUSTRIAL "LA GLORIA" ZONA DE USO MULTIPLE RESERVA DE LA BIOSFERA MAYA	図書	*				CONAP (国家自然保護審議会)	JR・CR()・SC
	<気象及び気象災害>							
F1	ESTACIONES Y DATOS METEOROLOGICOS	複写	*				INSIVUMEH (地震火山気象水文庁)	JR・CR()・SC
F2	CUADRO DE EFECTOS SECUNDARIOS "INVIERNO 97,96,95"	複写	*				INSIVUMEH (地震火山気象水文庁)	JR・CR()・SC
F3	ESTIMACION DE PERDIDAS EN EL SECTOR AGROPECUARIO, OCASIONADAS POR EL FENOMENO METEOROLOGICO "MITCH"	複写	*				MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
F4	MAPA DE AMENAZA DE INUNDACIONES (洪水危険地域図)	複写	*				INSIVUMEH (地震火山気象水文庁)	JR・CR()・SC
	<地図>							
G1	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (CHIMALTENANGO)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
G2	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (TECPAN GUATEMALA)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
G3	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (SOLOLA)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
G4	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (SAN LUCAS TOLIMAN)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
G5	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (SAN LUCAS IXTAHUACAN)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
G6	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (TONICAPAN)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
G7	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (QUETZALTENANGO)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
G8	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (COLOMBA)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
G9	MAPA TOPOGRAPHICO 1:50000 (MOMOSTENANGO)	地図	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
	<航空写真>							
H1	FOTO AEREA (SOLOLA) 約1:64000	写真	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
H2	FOTO AEREA (SOLOLA) 拡大版 約1:10000	写真	*				IGN (国土地理院)	JR・CR()・SC
	<人口統計>							
I1	CENSOS '94 CARACTERISTICAS GENERALES DE POBLACION Y HABITACION - REPUBLICA DE GUATEMALA	図書	*				INE (国家統計庁)	JR・CR()・SC

I2	CENSOS '94 CARACTERISTICAS GENERALES DE POBLACION Y HABITACION - DEPARTAMENTO DE CHIMALTENANGO	図書	*			INE (国家統計庁)	JR・CR()・SC
I3	CENSOS '94 CARACTERISTICAS GENERALES DE POBLACION Y HABITACION - DEPARTAMENTO DE SOLOLA	図書	*			INE (国家統計庁)	JR・CR()・SC
I4	CENSOS '94 CARACTERISTICAS GENERALES DE POBLACION Y HABITACION - DEPARTAMENTO DE TONICAPAN	図書	*			INE (国家統計庁)	JR・CR()・SC
I5	CENSOS '94 CARACTERISTICAS GENERALES DE POBLACION Y HABITACION - DEPARTAMENTO DE QUETZALTENANGO	図書	*			INE (国家統計庁)	JR・CR()・SC
I6	GUATEMALA NECESIDADES BASICAS INSATISFECHAS 1981-1994	図書	*			INE (国家統計庁)	JR・CR()・SC
I7	ASPECTOS SOCIO-DEMOGRAFICOS LA POBREZA EN GUATEMALA	図書	*			INE (国家統計庁)	JR・CR()・SC
	<保健医療>						
J1	ANALISIS DE SITUACION DE LOS DERECHOS DE LA NINEZ Y LAS MUJERES EN GUATEMALA (BORRADOR FINAL) 1999年3月	複写	*			UNICEF	JR・CR()・SC
J2	UNIDAD DE PLANIFICACION ESTRATEGICA AREA DE SALUD QUETZALTENANGO - PLAN OPERATIVO ANNUAL ANO 1999	複写	*			ケツァールテナンゴ県保健事務所	JR・CR()・SC
J3	PLAN OPERATIVO ANNUAL DE ACTIVIDADES AREA DE SALUD DE QUETZALTENANGO ANO 2,000	複写	*			ケツァールテナンゴ県保健事務所	JR・CR()・SC
J4	FOMENTO DEL AUTOEMPLEO RURAL	図書	*			Universida Magister	JR・CR()・SC
J5	INFORMACION SOBRE GUARDIANES DE SALUD	複写	*			トトニカパン県保健事務所	JR・CR()・SC
J6	保健資料 (4 県の1998年統計資料、施設リスト、図面など)	複写	*			保健省	JR・CR()・SC
J7	保健施設図面	複写	*			FIS (社会投資基金)	JR・CR()・SC
	<教育>						
K1	ANUARIO ESTADISTICO DE LA EDUCACION	複写	*			教育省	JR・CR()・SC
K2	ACTIVITY FOR GIRLS EDUCATION	パンフレット	*			JICA、教育省	JR・CR()・SC
K3	小学校校舎資料	複写	*			FIS (社会投資基金)	JR・CR()・SC
K4	トトニカパン県教育資料 (施設分布、就学生数など)	複写	*			トトニカパン県教育事務所	JR・CR()・SC
	<地方行政>						
L1	SISTEMA DE INFORMACION BASICO MUNICIPAL	図書	*			GTZ	JR・CR()・SC
L2	DIAGNOSTICO DEL MUNICIPIO DE SOLOLA,1997	図書	*			FUNCEDE (中米開発基金)	JR・CR()・SC
L3	DIAGNOSTICO DEL MUNICIPIO DE SAN JOSE CHACAYA,1997	図書	*			FUNCEDE (中米開発基金)	JR・CR()・SC
L4	DIAGNOSTICO DEL MUNICIPIO DE TONICAPAN,1997	図書	*			FUNCEDE (中米開発基金)	JR・CR()・SC
L5	DIAGNOSTICO DEL MUNICIPIO DE SAN MARTIN SACATEPEQUEZ,1994	図書	*			FUNCEDE (中米開発基金)	JR・CR()・SC
	<貧困>						
M1	MAPA DE VULNERABILIDAD NUTRICIONAL DE GUATEMALA	貧困マップ	*			INCAP (中米バナマ栄養研究所)	JR・CR()・SC
M2	MAPA DE VULNERABILIDAD NUTRICIONAL DE GUATEMALA SEGUN DEPARTAMENTO. SOLOLA	貧困マップ	*			INCAP (中米バナマ栄養研究所)	JR・CR()・SC
M3	MAPA DE VULNERABILIDAD NUTRICIONAL DE GUATEMALA SEGUN DEPARTAMENTO. TONICAPAN	貧困マップ	*			INCAP (中米バナマ栄養研究所)	JR・CR()・SC
M4	MAPA DE VULNERABILIDAD NUTRICIONAL DE GUATEMALA SEGUN DEPARTAMENTO. CHIMALTENANGO	貧困マップ	*			INCAP (中米バナマ栄養研究所)	JR・CR()・SC
M5	MAPA DE VULNERABILIDAD NUTRICIONAL DE GUATEMALA SEGUN DEPARTAMENTO. QUETZALTENANGO	貧困マップ	*			INCAP (中米バナマ栄養研究所)	JR・CR()・SC
M6	MAPA DE PRIORIZACION FONAPAZ	貧困マップ	*			FONAPAZ (和平基金)	JR・CR()・SC
M7	PROPUESTA DE MATRIZ DE PRIORIZACION GEOGRAFICA PARA FONAPAZ	複写	*			FONAPAZ (和平基金)	JR・CR()・SC
M8	NECESIDADES BASICAS INSATISFECHAS DERIVADAS DEL X CENSO 1994. CON INDICADOR PONDERADO PARA FONAPAZ	複写	*			FONAPAZ (和平基金)	JR・CR()・SC

	< 一般概況 >								
N1	Guatemala: los contrastes del desarrollo humano edicion 1998	図書	*					UNDP	JR・CR()・SC
N2	CARACTERIZACION DEL DEPARTAMENTO DE SOLOLA	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N3	CARACTERIZACION DEPARTAMENTAL QUETZALTENANGO	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N4	CARACTERIZACION DEPARTAMENTAL TONICAPAN	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N5	CARACTERIZACION DEL DEPARTAMENTO DE CHIMALTENANGO	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N6	CEAR '98	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N7	POBLACIONES DESARRAIGADAS	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N8	DESCRIPCION DE LOS DEPARTAMENTOS DEL ALTIPLANO CENTRAL DEL PAIS	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N9	AGENDA DE DESARROLLO SOCIAL DESDE LA PERCEPCION DE LOS SUJETOS Y SECTORES SOCIALES DEL ALTIPLANO OCCIDENTAL DE GUATEMALA	複写	*					UNDP	JR・CR()・SC
N10	CARACTERIZACION DEL DEPARTAMENTO DE SOLOLA (和訳)	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N11	CARACTERIZACION DEPARTAMENTAL QUETZALTENANGO (和訳)	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N12	CARACTERIZACION DEPARTAMENTAL TONICAPAN (和訳)	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N13	CARACTERIZACION DEL DEPARTAMENTO DE CHIMALTENANGO (和訳)	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N14	DESCRIPCION DE LOS DEPARTAMENTOS DEL ALTIPLANO CENTRAL DEL PAIS (和訳)	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
N15	グアテマラ中部・南部における民俗学調査報告書1991-1994	図書	*					たばこと塩の博物館	JR・CR()・SC
	< 行政 / 政策 >								
O1	Plan Estrategico 1998-2000, Unidad de Operaciones Rurales	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
O2	POLITICA AGRARIA Y SECTORIAL (1998-2030), INSTRUMENTO PARA LA REVALORIZACION DE LA RURALIDAD Y EL DESARROLLO EN GUATEMALA	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
O3	MARCO DE FUNCIONAMIENTO DE POLITICAS	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
O4	MODELO DE ESTUDIO PARA LA PLANIFICACION Y EL DISEÑO DE PROGRAMAS PROYECTOS Y PLANES, A NIVEL DE CUENCAS HIDROGRAFICAS DE GUATEMALA (BORRADOR DE TRABAJO)	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
O5	ESTRUCTURA ORGANICA MAGA	組織図	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
O6	COORDINACION DEPARTAMENTAL QUETZALTENANGO TONICAPAN	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
O7	PROYECTOS DE DESARROLLO AGRICOLA EN GUATEMALA 1999	複写	*					MAGA (農牧食糧省)	JR・CR()・SC
O8	RESUMEN DEL PRESUPUESTO DE INVERSION Y SU FINANCIAMIENTO	複写	*					-	JR・CR()・SC
O9	Fondo de Solidaridad para el Desarrollo Comunitario (FSDC)	複写	*					第6地域開発審議会	JR・CR()・SC
O10	LEY DE LOS CONSEJOS DE DESARROLLO URBANO Y RURAL	複写	*					-	JR・CR()・SC
O11	REGLAMENTO INTERNO DE LOS CONSEJOS DEPARTAMENTALES	複写	*					-	JR・CR()・SC
O12	LEY DEL FONDO DE TIERRAS	複写	*					-	JR・CR()・SC
O13	DESARROLLO SOCIAL Y CONSTRUCCION DE LA PAZ / PLAN DE ACCION 1996-2000	複写	*					SEGEPLAN (経済企画庁)	JR・CR()・SC
O14	DESARROLLO SOCIAL Y CONSTRUCCION DE LA PAZ / PLAN DE ACCION 1996-2000 (和訳)	複写	*					SEGEPLAN (経済企画庁)	JR・CR()・SC
	< 他ドナー / 機関 >								
P1	INCAP事業概要	パンフレット	*					INCAP (中米バナマ栄養研究所)	JR・CR()・SC
P2	MODELO DE OPERACIONALIZACION DE LA SEGURIDAD ALIMENTARIA Y NUTRICIONAL EN PROCESOS DE DESARROLLO LOCAL	パンフレット	*					INCAP (中米バナマ栄養研究所)	JR・CR()・SC

P3	SEGURIDAD ALIMENTARIA NUTRICIONAL 2da. Edicion	パンフレット	*				INCAP (中米バナマ栄養研究所)	JR・CR()・SC
P4	FONAPAZ事業概要	パンフレット	*				FONAPAZ (和平基金)	JR・CR()・SC
P5	PROGRAMA DESARROLLO RURAL PARA EL DEPARTAMENTO DE TONICAPAN PROYECTO ALA 94/81	複写	*				PRODETOTO	JR・CR()・SC
P6	FIS事業概要	パンフレット	*				FIS (社会投資基金)	JR・CR()・SC
P7	他ドナーによるプロジェクト実施状況 (対象地域分)	地図	*				-	JR・CR()・SC
P8	MEMORIA DE LABORES 1995	複写	*				FIS (社会投資基金)	JR・CR()・SC
P9	MEMORIA DE LABORES 1995 (和訳)	複写	*				FIS (社会投資基金)	JR・CR()・SC
P10	FUNCEDE (中米開発基金) 紹介パンフレット	パンフレット	*				FUNCEDE (中米開発基金)	JR・CR()・SC
P11	2701PROGRAMA:FORESTACION Y REFORESTACION (FIS申請プロジェクト例)	複写	*				FIS (社会投資基金)	JR・CR()・SC
P12	The Role of FIS in Overcoming Rural Poverty in Guatemala	複写	*				FIS (社会投資基金)	JR・CR()・SC
P13	改良カマド図面	複写	*				FIS (社会投資基金)	JR・CR()・SC
P14	PROGRAMA DE DESARROLLO RURAL EN EL DEPARTAMENTO DE TONICAPAN	パンフレット	*				EU/PRODETOTO	JR・CR()・SC
P15	GIS参考図	複写	*				EU/PRODETOTO	JR・CR()・SC
P16	PRODETOTO 農村総合開発計画概要書	複写	*				EU	JR・CR()・SC
P17	PROYECTOS DRI EN GUATEMALA (農村総合開発計画事業リスト)	複写	*				EU	JR・CR()・SC
P18	MEMORIA DE LABORES	パンフレット	*				SHARE	JR・CR()・SC
P19	BOLETIN INFORMATIVO DE SHARE DE GUATEMALA	パンフレット	*				SHARE	JR・CR()・SC